



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(7月定例会)



日時：令和5年7月18日（火）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和5年度 神奈川区社会福祉協議会会費の納入について
【納入依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (2) 令和5年度 「共同募金神奈川区だより」全戸配布について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (3) 令和5年度 年末たすけあい募金事業配分助成のご案内について
【情報提供】(神奈川区社会福祉協議会)
- (4) 三ツ沢公園再整備基本構想案に関する新球技場の建設・寄附提案の取り下げについて
【情報提供】(環境創造局公園緑地整備課)
- (5) 2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の「略称ロゴ」を活用した機運醸成について
【情報提供】(区政推進課)
- (6) 第9期神奈川区地域づくり大学校の受講生募集について
【推薦依頼】(区政推進課地域力推進担当)

- (7) 令和5年12月1日付 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦及び増員・減員について 【情報提供】(福祉保健課)
- (8) 敬老特別乗車証(敬老パス)の更新について 【掲出依頼】(高齢・障害支援課)
- (9) 小児医療費助成ポスターの掲出について 【掲出依頼】(保険年金課)
- (10) 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の結果報告及び今後の対応案について 【情報提供】(地域振興課・福祉保健課)
- (11) 青少年指導員の年齢要件の見直し等について 【情報提供】(地域振興課)
- (12) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について 【掲出依頼】(地域振興課)
- (13) 区民活動支援センター主催2事業のチラシについて 【掲出依頼】(地域振興課)
- (14) 特殊詐欺対策啓発用DVDの貸出しについて 【情報提供】(地域振興課)
- (15) 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会ホームページへの自治会町内会イベント情報の掲載について 【情報提供】(地域振興課)
- (16) 令和5年度 神奈川区民まつり分担金について 【納入依頼】(神奈川区民まつり実行委員会)
- (17) 令和5年度 神奈川区民まつりポスターの掲出について 【掲出依頼(8月)】(神奈川区民まつり実行委員会)

※(2)・(5)・(9)・(10)・(11)は市連会からの議題です。

《 8 ・ 9 月定例スケジュール 》

(地域振興課)

① 8 月区連定例会について

例年どおり休会です。

② 8 月の配送便（白袋）について

当初予定どおり休止とします。

③ 9 月区連定例会について

◇日 時：令和 5 年 9 月 19 日（火） 13 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

④ 9 月の配送便（白袋）について

9 月の配送便は9 月 25 日（月）までに送付予定です。

議 題

1 令和5年度 神奈川区社会福祉協議会会費の納入について

納入依頼

神奈川区社会福祉協議会第4種会員(各自治会・町内会)の会費納入について、自治会・町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料をお送りいたします。

【概 要】

◇会 費 額：対象世帯数×50 円

※対象世帯数は令和5年4月1日現在で区役所にお申し出いただいている数を参考に算出しています。

◇納入期限：令和5年9月29日(金)

◇納入方法

- ・単位自治会町内会ごとに納入
- ・地区連合自治会町内会取りまとめ

(参考)令和4年度に連合で取りまとめいただいた地区

- ・神之木西寺尾 ・大口七島 ・白幡 ・浦島丘 ・三ツ沢 ・神大寺
- ・片倉・羽沢

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：井野 電話：311-2014 FAX：313-2420

2 令和5年度 「共同募金神奈川区だより」全戸配布について

協力依頼

令和5年10月から始まる共同募金運動の趣旨及び募金の使途の周知を図り、募金への協力を呼びかけるために、共同募金広報紙「令和5年度共同募金神奈川区だより(A4版)」を作成しました。

つきましては、8月下旬に配送業者により広報よこはま9月号と合わせて各自治会町内会の広報配付担当者さまへお送りいたしますので、各世帯への配布についてご協力くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：米本・白石・井野 電話：311-2014 FAX：313-2420

3 令和5年度 年末たすけあい募金事業配分助成のご案内について

情報提供

神奈川区内で実施される地域団体や福祉関係団体等が主催する交流事業等に年末たすけあい募金より配分助成いたします。

詳細については、下記のとおり説明会を実施いたしますので、積極的なご活用をお願いいたします。

【概 要】

◇対象となる事業の実施期間

令和5年10月1日（日）～令和6年9月30日（月）

◇説明会

・開催日時：①令和5年8月2日（水）10:30～

②令和5年8月2日（水）14:00～

・開催場所：①②とも「は一と友 神奈川」

※説明会は同一内容となります。

※手引きや申込書類は、神奈川区社協HPでもダウンロードできますのでご活用ください（8月2日以降）。

◇申込受付期間：令和5年8月2日（水）～8月31日（木）9:00～17:00

※土日祝日を除く

※提供資料はありません。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：米本・白石 電話：311-2014 FAX：313-2420

4 三ツ沢公園再整備基本構想案に関する新球技場の建設・寄附提案の取り下げについて

情報提供

令和4年10月7日に、Jリーグの横浜FCの親会社である株式会社ONODERA GROUP様（以下、「会社」という。）より、三ツ沢公園における新球技場の建設・寄附に関するご提案をいただきましたが、このたび会社側より本提案が取り下げられましたのでお知らせします。（詳細は、別途資料をご参照ください。）

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

環境創造局 公園緑地整備課 担当：雨宮・林・吉村 電話：671-4768 FAX：671-2724

5 2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

情報提供

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

◇開催期間：2027年3月19日（金）～ 9月26日（日）

◇開催場所：旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）

【問合せ先】

都市整備局 国際園芸博覧会推進課 担当：河野・西野・秋葉

電話：671-4627 FAX：212-1223

6 第9期神奈川区地域づくり大学校の受講生募集について

推薦依頼

令和5年度の「第9期神奈川区地域づくり大学校」は、自治会町内会活動や、テーマ型の活動における新たな担い手等の育成を目的に、暮らしの中で”こうなったらいいな”を形にしていくプロセスを楽しく学び、地域の新たなつながりを創り出す、全5回の講座です。対象者はこれから神奈川区内で何か地域活動をやってみたい方や、自治会町内会等の地域活動（青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、おやじの会など）に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方等を想定しています。

【推薦方法】

各地区連合の定例会において、地区担当課長から各単会の会長へチラシ（1単会10部程度）を配付します。

地域で新たな活動や活動の工夫を考えている方へチラシをお渡しいただき、ご本人から直接申込みいただくようご案内をお願いいたします（申込事項の「自治会・町内会からの推薦の有無」について「有」で申込みいただくようご案内ください。）。

【問合せ先】

区政推進課 地域力推進担当：辻岡・宮前・後藤 電話：411-7026 FAX：314-8890

7 令和5年12月1日付 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦及び増員・減員について

情報提供

民生委員・児童委員及び主任児童委員の12月の欠員補充について、ご依頼します。
該当する自治会町内会長及び地区連合町内会長には、別途依頼文及び必要書類を郵送します。

◇依頼事項

- ・候補者の選出
- ・推薦準備会の開催
- ・推薦書類の作成

◇推薦書類の提出期限

9月14日（木）

※増員・減員をお考えの場合は、地区民児協とご相談のうえ、8月4日（金）までに福祉保健課までご連絡ください。

【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：山口・氏家・瀧澤 電話：411-7132 FAX：316-7877

8 敬老特別乗車証（敬老パス）の更新について

掲出依頼

70歳以上で希望される市民の方に交付する敬老特別乗車証（敬老パス）は、10月1日で更新となります。

更新手続きについての申請書や負担金納付書が6月以降順次発送されます。ご案内をよく読んでお手続きをお願いいたします。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会あてに、更新にあたる注意点についてのチラシをお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

高齢・障害支援課 担当：根本 電話：411-7097 FAX：324-3702

9 小児医療費助成ポスターの掲出について

掲出依頼

小児医療費助成について、中学3年生までの全てのお子さまに安心して医療機関に受診していただけるよう、令和5年8月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、市民の皆様幅広く制度を知っていただくため、7月の配送便にて各自治会町内会あてにポスターをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

健康福祉局 医療援助課 担当：加藤 電話：671-4115 FAX：664-0403

10 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の結果報告及び今後の対応案について

情報提供

3月市連会・区連会で「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

市民局 地域活動推進課 担当：川口・江口 電話：671-2317 FAX：664-0734

〈民生委員・児童委員について〉

健康福祉局 地域支援課 担当：村山 電話：671-4046 FAX：664-3622

11 青少年指導員の年齢要件の見直し等について

情報提供

各自治会町内会に推薦の御協力をいただいている横浜市青少年指導員について、年齢要件の上限を見直し、原則として新任 70 歳未満、再任 75 歳未満としましたのでお知らせします。

つきましては、7 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を 1 部お送りいたします。

【青少年指導員の年齢要件について】

（現行） 原則として新任 65 歳未満、再任 70 歳未満

（変更後） 原則として新任 70 歳未満、再任 75 歳未満

※現行より 5 歳引き上げ

【変更時期】

令和 5 年 7 月から

【その他ご連絡内容】

- ・ 青少年指導員の担い手の確保を進めるため、今後、広報よこはまなどで青少年指導員活動の広報や周知に取り組みます。
- ・ 11 月の区連会にて、次期（第 29 期）ご推薦についてご依頼させていただく予定です。

【問合せ先】

こども青少年局 青少年育成課 担当：小松・高尾 電話：671-2324 FAX：663-1926

12 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最新の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」8月号について、7 月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

13 区民活動支援センター主催 2 事業のチラシについて

掲出依頼

神奈川区区民活動支援センターにおいて開催を予定する下記 2 事業につきまして、7 月の配送便にて、参加者募集チラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

(1) みんなの文化祭「ミュージック部門」

センターに登録している、市民活動団体や助っ人 BANK 登録者（街の先生）による、活動体験プログラムです。今回は「ミュージック部門」と題し、来場者に心地の良いメロディをお届けします。

(2) みんなで楽しむ なぞとき講座

地域活動のきっかけづくりを目的とした事業で、今年度は「なぞとき」をテーマに、地域を盛り上げる楽しい仕掛けを学ぶ、4 回の連続講座です。

【問合せ先】

地域振興課 担当：宮本・佐井 電話：411-7092 FAX：323-2502

14 特殊詐欺対策啓発用 DVD の貸出しについて

情報提供

特殊詐欺対策啓発 DVD の貸出をいたします。地域での集会等で多くの方にご視聴いただき、詐欺被害防止の啓発にお役立てください。

つきましては、7 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を 1 部お送りいたします。

【概要】

- 1 貸出用 DVD は 2 種類です。
- 2 貸出期間は貸出日を含めて 7 日以内
- 3 貸出対象は自治会町内会、連合町内会
その他、上記に相当すると認められる団体等
- 4 貸出は 1 回につき 1 点（1 枚）

【問合せ先】

地域振興課 担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

15 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会ホームページへの 自治会町内会イベント情報の掲載について

情報提供

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会ホームページ上で自治会・町内会の皆様が開催するイベント等の事業をご紹介します。自治会・町内会の皆様が工夫を凝らした様々なイベントをご紹介しますことで、地域の方に自治会・町内会の魅力に触れていただく機会につながることを目指します。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。 イベント情報の掲載をご希望される場合は別添「自治会・町内会イベント情報掲載の申請にあたって」をご確認いただき、電子申請システムまたはEメールにてご申請ください。

また、上記ホームページに各自治会・町内会のホームページリンクを掲載させていただいておりますので、ホームページをお持ちの自治会・町内会については、Eメールにて、URLをご教示いただきますようお願いいたします。

【概要】

◇対象となるイベント事業

神奈川区内の自治会・町内会が主催または参画するイベント
(自治会・町内会内のこども会や老人会等のイベント事業も対象)

◇情報掲載時期

毎月1日及び15日

◇申請受付期限

- ・1日掲載：前月25日までに申請
- ・15日掲載：当月10日までに申請

※ただし、閉庁日の場合は、直前の開庁日

◇掲載内容

各自治会町内会主催イベント情報

- ・イベント名
- ・団体名
- ・開催日時
- ・開催場所
- ・チラシ・ポスター等詳細が分かるご案内

◇掲載開始予定時期

令和5年8月以降

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

16 令和5年度 神奈川区民まつり分担金について

納入依頼

神奈川区民まつりの開催に伴う分担金について、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。また、お手数をおかけしますが、単位自治会町内会長の皆様は、分担金を地区連長あてにお渡しいただき、地区連長の皆様は、地区連合分と各町内会分をとりまとめの上、振込にて納入いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、7月の配送便にて各自治会町内会長様あてに依頼文をお送りいたします。

【概要】

◇依頼金額

・地区連合	構成団体が5以下	5,000 円
	〃 6以上9以下	10,000 円
	〃 10以上	20,000 円
・自治会・町内会	1単会あたり	5,000 円

◇納入方法

- ・単位自治会町内会長が9月30日（土）までに地区連長あてお渡し。
- ・地区連長が、各町内会分と地区連合分をとりまとめのうえ、10月18日（水）までに指定口座（神奈川区民まつり口座）へ振込。

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会事務局（地域振興課） 担当：小川・沓澤

電話：411-7087 FAX：323-2502

17 令和5年度 神奈川区民まつりポスターの掲出について

掲出依頼
(8月)

今年度も神奈川区民まつりを反町公園にて開催します。つきましては、8月中旬に各自治会町内会長様あてにポスターをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いします。

【概要】

◇日 時：令和5年10月8日（日）午前10時から午後3時30分まで

◇場 所：反町公園

【送付方法】

8月中旬に各自治会町内会長様あてに事務局から直接郵送（※配送便ではありません）

【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会事務局（地域振興課） 担当：小川・沓澤

電話：411-7087 FAX：323-2502

従来のとおり単位自治会・町内会ごとに納入していただける
各地区連合自治会・町内会長様 あての文書

神区社協発第 号
令和5年 7月 日

各地区連合自治会・町内会会長様

社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎
(公 印 省 略)

令和5年度 社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会
第4種（自治会・町内会）会費納入について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記会費納入につきまして、今年度も別紙のとおり各町内会・自治会様へ依頼文書を送付いたします。

なお、皆さまからご協力いただいた会費は、地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、下記のとおりご協力いただきたくお願い申し上げます。

1 会費額 対象世帯数×50円

※各自治会・町内会の会費額は、別添の「会費額一覧表」をご参照ください。

※対象世帯数は、令和5年4月1日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を参考にしております。

2 会費納入期限

令和5年9月29日（金）

3 各町内会・自治会あての依頼文書

別紙^例のとおり

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 井野

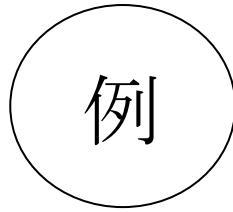
電 話：311－2014

FAX：313－2420

従来のとおり単位自治会・町内会ごとに納入していただける
各自治会・町内会長様 あての文書

神区社協発第 号
令和 5 年 7 月 日

各自治会・町内会 会長 様



社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎
(公 印 省 略)

令和 5 年度 神奈川区社会福祉協議会正会費の納入について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

あわせて、昨年度の会費納入につきまして、多大なご協力を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

皆様よりご協力いただいた会費は、各地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、地域に根ざした福祉保健活動の充実に努めていく所存です。

つきましては、下記のとおり今年度の会費納入にご協力賜りたくお願い申し上げます。

1 会費額（第 4 種会費） 対象世帯数×50 円

（対象世帯数：令和 5 年 4 月 1 日現在で区役所にお申し出いただいている
世帯数を参考に算出）

※各自治会・町内会の会費額は、別添の「会費額一覧表」をご参照ください。

※世帯数が異なる場合は、実際の世帯数に合わせた金額でお願いいたします。

2 納入方法 次のいずれかの方法により納入ください

(1) 窓口納入 本会窓口にて直接納入ください。

受付時間：月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時

※祝日を除く

(2) 郵便振替 同封の「払込取扱票」により最寄りの郵便局でお手続きください。

3 納入期限 令和 5 年 9 月 2 9 日（金）

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会（担当：井野）

〒221-0825 神奈川区反町 1－8－4

はーと友神奈川 1 階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

各地区連合町内会自治会 会長 様

社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会 長 河 原 史 郎
(公 印 省 略)

令和 5 年度 社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会
第 4 種（自治会・町内会）会費納入について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、例年各地区における会費の取りまとめにご協力いただきありがとうございます。
皆様よりご協力いただいた会費は、各地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の
発行等に活用させていただいております。

今年度も、ご多用のところ恐縮ですが下記のとおりご協力賜りたくお願い申し上げます。

なお、この文書と同様のもの（コピー）を 1 部、各地区連合自治会町内会会計用として
同封させていただいております。

1 送付内容

（1）令和 5 年度 区社協会費納入の流れ

（2）自治会・町内会あての依頼文書（別紙^例）

（3）令和 5 年度神奈川区社会福祉協議会会費額一覧表

※一覧表には、各自治会・町内会から会費をお預かりになる際、会計担当者様が
受領日、受領額を記載する欄を設けております。

※会費額について

対象世帯数は、令和 5 年 4 月 1 日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を
参考に、対象世帯数×50 円として算出しています。

世帯数が異なる場合は、実世帯数に合わせた金額を納入ください。

2 納入方法 次のいずれかの方法により納入ください

（1）窓口納入 本会窓口にて直接納入ください。

受付時間：月曜～金曜 午前 9 時～午後 5 時

※祝日を除く

（2）郵便振替 同封の「払込取扱票」により最寄りの郵便局でお手続きください。

※各自治会・町内会あての領収書について

各地区連合町内会様から会費を納入いただいた後、本会より各自治会町内会名、
納入金額を記入した領収書をお送りいたします。

3 納入期限

令和 5 年 9 月 2 9 日（金）

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会（担当：井野）

〒221-0825 神奈川区反町 1－8－4

はーと友神奈川 1 階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

令和5年度 区社協会費納入の流れ（連合取りまとめ方式）

【連合自治会町内会（会長、会計担当）】

7月18日 区連会

会費納入について区社協より依頼します。

7月18日

各連合自治会町内会長様に、下記の文書を区連席上で配付します。

- ① 会費納入の依頼文書
- ② 会費納入流れ図（本書類）
- ③ 各自治会・町内会あての依頼文書(参考)
- ④ 各自治会・町内会への会費額一覧表
- ⑤ 払込取扱票

連合町内会ご担当
（会計担当等）

会費を持参

会費額一覧表を参照し、各自治会より会費を受領いただきますようお願いいたします。

各自治会町内会からの会費を取り纏めいただきましたら、区社協窓口での直接納入もしくは郵便振替により納入くださいますようお願いいたします。

会費納入の際には、各自治会町内会様からお納めいただいた金額をお知らせください。

会費納入 期限 9月29日（金）

神奈川区社協事務局

領収書の発行

【各単位自治会・町内会】

7月20日

配送便にて各単位自治会町内会様に、会費納入の依頼文書を配送します。

送付文書

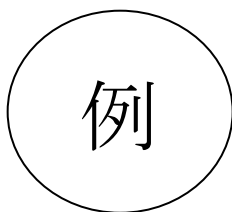
- ① 各自治会・町内会あての依頼文書
- ② 会費納入流れ図（本書類）

各連合自治会町内会担当者様に、区社協会費をお納めください。
（令和5年4月1日現在の加入世帯数×50円にて算出しております。世帯数が異なる等、依頼金額と納入金額が異なる場合は、その旨、担当者様にお伝えください）

お知らせいただいた金額を確認し、領収書を発行、お届けします。

神区社協発第 号
令和5年 7月 日

各自治会・町内会 会長 様



社会福祉法人
横浜市神奈川区社会福祉協議会
会長 河原 史郎
(公 印 省 略)

神奈川区社会福祉協議会・会費の納入について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

あわせて、昨年度の会費納入につきまして、多大なご協力を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

皆様よりご協力いただいた会費は、各地区社協の活動費や福祉啓発のための広報紙の発行等に活用させていただいております。

今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、地域に根ざした福祉保健活動の充実に努めていく所存です。

さて、貴自治会・町内会からの会費納入につきましては、地区連合自治会町内会にて取りまとめて納入いただく方法で、ご協力いただいております。

つきましては、会計担当者様など各地区連合自治会町内会のご担当者様へお預けくださいますようお願い申し上げます。

1 会費額（第4種会費） 対象世帯数×50円

（対象世帯数：令和5年4月1日現在で区役所にお申し出いただいている世帯数を参考に算出）

※各自治会・町内会の会費額は、別添の「会費額一覧表」をご参照ください。

※世帯数が異なる場合は、実際の世帯数に合わせた金額でお願いいたします。

2 納入方法

各地区連合自治会・町内会の会計担当の方へ直接お納めくださいますよう
お願いいたします。

3 参考資料

(1) 令和5年度 区社協会費納入の流れ

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会（担当：井野）

〒221-0825 神奈川区反町1-8-4

はーと友神奈川 1階

電話：311-2014 / FAX：313-2420

地区連合町内会で取り纏めいただける
各地区連合自治会・町内会長様 への文書

令和5年度 神奈川区社会福祉協議会 会費額一覧表

	連合名	名 称	世帯数	請求会費	受領日	受領額
<1>		合 計	1,050	52,500		
1	〇〇	〇〇町内会	100	5,000		
2	〇〇	〇〇町内会	200	10,000		
3	〇〇	〇〇町内会	350	17,500		
4	〇〇	〇〇町会	400	20,000		

自治会町内会長 各位

環境創造局公園緑地整備課担当課長

三ツ沢公園再整備基本構想案に関する
新球技場の建設・寄附提案の取り下げについて

令和4年10月7日に、Jリーグの横浜FCの親会社である株式会社ONODERA GROUP様（以下、「会社」という。）より、三ツ沢公園における新球技場の建設・寄附に関するご提案をいただきましたが、このたび会社側より本提案が取り下げられましたのでお知らせします。

三ツ沢公園の再整備につきましては、引き続き検討を進めていきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【配布資料】

- ・三ツ沢公園再整備基本構想案に関する新球技場の建設・寄附提案の取り下げについて

担当：環境創造局公園緑地整備課
担当課長 河辺 / 担当係長 雨宮、林
電話：671-4768
FAX：671-2724
E-mail：ks-koenseibi-m@city.yokohama.jp

三ツ沢公園再整備基本構想案に関する 新球技場の建設・寄附提案の取り下げについて

令和 4 年 10 月 7 日に、Ｊリーグの横浜 FC の親会社である株式会社 ONODERA GROUP 様（以下、「会社」という。）より、三ツ沢公園における新球技場の建設・寄附に関するご提案をいただきましたが、このたび会社側より本提案が取り下げられましたのでお知らせします。

1 提案の取り下げ日

令和 5 年 6 月 21 日

2 取り下げの理由

会社としては、新球技場はＪリーグ基準を満たす 2 万人規模の球技場を想定し、地域活性化・憩いの場・健康増進の場としてのコミュニティ機能を持ち、横浜の新たなランドマークとなる施設として計画する予定でしたが、法規制や事業採算性などを熟慮した結果、想定計画の実現が困難であると判断されました。

3 今後の三ツ沢公園再整備について

引き続き、三ツ沢公園再整備基本構想案に基づき検討を進めていきます。

お問合せ先
環境創造局公園緑地整備課担当課長 河辺 良晋 Tel 045-671-4777

2027年国際園芸博覧会 正式略称『GREEN×EXPO 2027』の 「略称ロゴ」を活用した機運醸成について

2027年国際園芸博覧会の意義や理念を一言で表現し、開催をPRするために、より多くの皆様に広く使用いただけるツールとして、正式略称『GREEN×EXPO 2027』をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。

地域の皆様におかれてもぜひご活用いただき、横浜市一丸となったPR・機運醸成にご協力をお願いします。

1 正式略称『GREEN×EXPO 2027』に込められた想いと「略称ロゴ」

正式略称は、「自然」、「環境にやさしい」という意味を持つ「GREEN」と、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」を掛け合わせることで、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しています。

博覧会の意義や理念を一言で表現し、青い地球のイメージを共有していくためのツールとして、正式略称をデザイン化した「略称ロゴ」を制作しました。



略称ロゴ

2 「略称ロゴ」の使用方法

「略称ロゴ」は、ガイドラインに基づき申請いただき、承認を得ていただければ、どなたでも幅広く使用いただけます。

地域における広報やイベント等で活用いただき、『GREEN×EXPO 2027』のPRにご協力をお願いします。

【申請方法】

ウェブサイトから、使用に関するガイドライン、使用取扱要領をご確認のうえ、使用開始希望日の原則3週間前までに、申請書および添付書類を申請先までご提出ください。承認ののち、略称ロゴを使用いただけます。

《横浜市「略称ロゴ」ウェブサイト》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/storikumi/engeihaku/ryakusyourogo.html>

【申請先】

横浜市都市整備局国際園芸博覧会推進課

電子メール：tb-engei-intl@city.yokohama.jp

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所29階

問合せ先：Tel 671-4627



3 略称ロゴと公式ロゴマーク（参考）

	略称ロゴ	公式ロゴマーク
ロゴ／ ロゴマーク	 万博の意義や理念を一言で表現し、広く共有するためのもの	 公式ロゴマークとして、公募により選出し、BIE・AIPH（※１）の承認を得たもの
ロゴ／ ロゴマークの 使用可能者	原則として使用者に制限なし	国、国際機関、地方公共団体、 2027年国際園芸博覧会協会の承認を受けた団体
使用ルール （使用可能者や 使用条件等を 定めるもの）	・使用ガイドライン ・使用取扱要領	（策定中（※２））

（※１）BIE・・・博覧会国際事務局 AIPH・・・国際園芸家協会

（※２）公式ロゴマークについては、2027年国際園芸博覧会協会が利用者や利用条件等のルールを策定中であり、自由な使用はできません。

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 西野、秋葉
 連絡先：Tel 671-4627
 メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

第 9 期 神奈川区地域づくり大学校の受講生募集について（依頼）

神奈川区では、平成 27 年度から地域の課題解決のためのスキルを学ぶことを目的とした実践的な講座「地域づくり大学校」を開催しています。

今年度の「第 9 期神奈川区地域づくり大学校」は、自治会町内会活動や、テーマ型の活動における新たな担い手等の育成を目的に、暮らしの中で”こうなったらいいな”を形にしていけるプロセスを楽しく学び、地域の新たなつながりを創り出す、全 5 回の講座を開催します。

つきましては、次のとおり受講生の募集を行いますので、地域で新たな活動や活動の工夫を考えている方のご推薦をお願いいたします。

1 地域づくり大学校の概要

(1) テーマ 「つながりが生み出す新しい地域づくり ～人・コト・縁 ギュギュっとつながる～」

(2) スケジュール

	日時	会場	内容
第 1 講	9 月 24 日（日） 13:00-16:00	地域子育て支援拠点かなーちえ	開校式、オリエンテーション
第 2 講	10 月 22 日（日） 13:00-16:00	地域子育て支援拠点かなーちえ	講義、グループワーク等
第 3 講	11 月 19 日（日） 13:00-16:00	地域子育て支援拠点かなーちえ	事例紹介、グループワーク等
交流会	12 月 17 日（日） 13:00-16:00	区役所 5 階大会議室	受講生・卒業生と自治会町内会のつながりづくり
第 4 講	1 月 21 日（日） 13:00-16:00	地域子育て支援拠点かなーちえ	アクションプラン作成、グループワーク等
第 5 講	2 月 18 日（日） 13:00-16:00	区役所 5 階大会議室	プラン発表会、修了式

(3) 実施主体

主催（協働事業）：・神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
・NPO 法人 親がめ
・神奈川区役所（区政推進課）

協力：神奈川区社会福祉協議会

昨年度の講座の様子はこちら
(YouTube 横浜市公式チャンネル)



2 対象

- ・区内在住、在学、在勤の方
- ・これから神奈川区内で何か地域活動をやってみたい方
- ・神奈川区で自治会町内会等の地域活動（青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、おやじの会など）に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
- ・上記以外で神奈川区内の地域活動に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方

3 推薦方法

各連合の定例会において、地区担当課長から各単会の会長へチラシ（1 単会 10 部程度）を配付します。

地域で新たな活動や活動の工夫を考えている方へチラシをお渡しいただき、ご本人から直接申込みいただくようご案内をお願いいたします（申込事項の「自治会・町内会からの推薦の有無」について「有」で申込みいただくようご案内ください。）。

【問合せ先】

区政推進課地域力推進担当：辻岡・宮前・後藤 電話：411-7026 FAX：314-8890

E メール：kg-tiiki@city.yokohama.jp

第9期 神奈川区地域づくり大学校 募集要項

- ・対 象 ・区内在住、在学、在勤の方
・これから神奈川区内で何か地域活動をやってみたい方
・神奈川区で自治会町内会等の地域活動(青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、PTA、子ども会、おやじの会など)に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
・上記以外で神奈川区内の地域活動に関わっていて、新たな活動や活動の工夫を考えている方
- ・定 員 20名程度(応募多数の場合は選考)
- ・受 講 料 無料(交通費等をご負担ください)

- ・申込事項
 - ① 氏名(ふりがな)
 - ② 住所
 - ③ 電話番号(連絡をとりやすい番号)
 - ④ Eメールアドレス
 - ⑤ 年代(例: 40代)
 - ⑥ 現在参加している地域活動
 - ⑦ 加入している自治会・町内会の名称
 - ⑧ 自治会・町内会からの推薦の有無(推薦は必須ではありません)
 - ⑨ 参加動機とこれから地域でやってみたいこと(100~200字程度) ※
 - ⑩ オンライン(Zoom)の参加について
A. 参加できる B. 使ったことがない C. 自宅にインターネットがない
 - ⑪ 保育サービスを希望する場合は、お子様の年齢

※⑨【参加動機とこれから地域でやってみたいこと(100~200字程度)】

あなたの「参加動機」と「これから地域でやってみたいと思っていること」について教えてください。
(お書きいただいた内容は、講座の中で他の受講生と共有させていただきますのでご了承ください。)

上記の申込事項をご記入いただき、申込フォームまたはEメール、FAX、郵送にて、
神奈川区役所区政推進課までお申し込みください。 申込締切: 8月31日(木) 必着
9月中旬頃までに結果をお知らせします。

- ・主 催 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 / 神奈川区役所 / NPO法人親がめ
- ・協 力 社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会
- ・申 込 先 神奈川区役所区政推進課(担当: 辻岡・宮前・後藤)
- 問 合 せ 先 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8
電話:045-411-7026 FAX:045-314-8890
Eメール:kg-tiiki@city.yokohama.jp

申込フォーム



第9期 神奈川区地域づくり大学校

つながりが生み出す 新しい地域づくり

~人・コト・縁 ギュギュっとながる~

受講生募集中

募集期限

2023年8月31日(木)

保育サービスあり

6ヶ月以上~未就学児
(定員5名)



詳細はこちら

変化する時代に、地域づくりの現場で見てきたこと、それは人にとって、まちにとって「つながりは生きる力」であるという確かな軸でした。

令和5年度も「地域づくり」と聞いて、心にピンと響く人たを募り、ともに深く学び語り合う大学校を開講します。

地域を越えたネットワークを創りながら、“こうなったらいいな”を形にしていけるプロセスや対話の手法を体験する全5回+αです。

第1講

9月24日(日)

時間 13:00 - 16:00

場所 かなーちえ

ゲスト NPO法人 まち×学生プロジェクトplus
常務理事 原島 隆行 氏

ここからはじまる地域づくり大学校 ～笑って語ってすごろくワーク～



すごろくを使い、ゲーム感覚で楽しく仲間づくりを進めます。また地域活動の現状を知ること、これからの地域づくりについて考え、語り合います。

第2講

10月22日(日)

時間 13:00 - 16:00

場所 かなーちえ

ゲスト 宇都宮大学 准教授 石井 大一郎 氏

変化したぞ! 地域づくり ～新たなポイントを伝授します～



「誰もが地域づくりの仲間となるための6つの視点」を学び合い、さらに、ひとりひとりの力や資源を交換するワークを行います。

第3講

11月19日(日)

時間 13:00 - 16:00

場所 かなーちえ

ゲスト 税理士法人 エンパワー・ジャパン 代表税理士 穂坂 光紀 氏
NPO法人 神奈川区 多文化共生の会 岩間 良一 氏

いろいろな活動のカタチ ～先輩たちが語る♪私の原動力～



身近な暮らしの中にある活動の数々を紹介! いろいろな人の経験や知恵にふれ、自分のアクションプラン(※)へのアプローチ方法を仲間と探ります。

全員集合! 交流会

12月17日(日)
13:00 - 16:00



場所 神奈川区役所
5階 大会議室

ゲスト しえあひるすヨコハマ運営
高島台町内会 荒井 聖輝 氏

受講生、卒業生と
自治会・町内会との
ネットワークづくりを
応援します。

第4講

1月21日(日)

時間 13:00 - 16:00

場所 かなーちえ

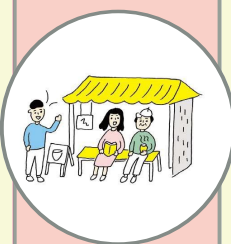
ゲスト 横浜市民協働推進センター
副センター長 韓 昌熹 氏
社会福祉法人 横浜市
神奈川区社会福祉協議会 岩本 浩 氏

アイデアを磨く! ～対話×ひらめき×対話～



これまでの気づきや学びを振り返りながら、さらに
発想力をフル回転!仲間との対話を通して自分の
アクションプランをより具体化していきます。

相談会



各々のアクションプラン
を実現するための
相談会です。
数人で日程を合わせ
ます。アイデアや情報
を持ち寄りましょう。

第5講

2月18日(日)

時間 13:00 - 16:00

場所 神奈川区役所
5階 大会議室

終わりがはじまり! ～やりたいことを地域につなげる アクションプラン発表会～



約5ヶ月の学びと「終わりとともににはじまる!」みんなの
アクションプランの発表会です。互いのプランが
掛け算されて、地域の未来が変わりはじめます。

神奈川区地域づくり大学校 5つの柱

1

対話力をつける

自分の中にある「○○したい」
という動機を掘り起こし
仲間たちとの
対話ワークをとおして
さらに問い続ける

2

知る力をつける

地域の現状や
さまざまな活動を知り
アンテナを磨く

3

地域活動に 必要なスキルを学ぶ

地域づくりに欠かせない
アイスブレイク
ファシリテーションなどの
技法を身につける

4

実践の場から 感じる

地域の実践の場へ向き
ココロとカラダで
いろいろなコトを体感、
吸収する

5

ネットワークに つながる

卒業後もそれぞれの
具体的なアクションが
つながり合うように
チームで知恵と力を
寄せ合う

「現場へGO!」 地域の現場へ 実習体験

地域のさまざまな「現場」へ
出向く活動体験タイム。
実習先の紹介や日程について
は講座内でお知らせします。
(希望制)



区内で活動する コーディネーター とつながれます♪

区内には神奈川区社会福祉協議会、
地域ケアプラザ・神奈川区区民活動
支援センター・かなーちえ等、
コーディネーターがたくさんいます。
コーディネーターは顔と顔、情報を
つなぐ、皆さんのサポーター。

地域づくり大学校では
コーディネーターと
知り合い、つながる
きっかけをつくります。



総合ファシリテーター

神奈川区地域子育て支援拠点 かなーちえ施設長
NPO法人 親がめ 理事長 塚原 泉 氏

【神奈川区地域子育て支援拠点かなーちえ】
J R 東神奈川駅・京急東神奈川駅 徒歩 3 分

※全回、会場参加を基本とします。状況によってオンラインで実施する場合がありますので
ご了承ください。保育サービスは会場での受講のみ受け付けます。

※アクションプランは地域で実践したい取り組みを具体化した計画です。アクションプランの
提出をもって卒業となります。

※日時・会場・講師・内容が一部変更になる場合があります。

敬老特別乗車証（敬老パス）の更新について

- 敬老特別乗車証（敬老パス）は、毎年10月1日で更新となります。更新手続きにかかる書類が順次発送されます。
- 敬老パスは令和4年10月から、プラスチック製の「ＩＣカード」に変更しました。今年は、ＩＣカード化後初めての更新であるため、注意点をお知らせするチラシを、7月の配送便にてお送りいたします。掲示板への掲出に御協力をお願いいたします。

1 敬老パスの更新手続き

敬老パスは、毎年10月1日で更新となります。更新にかかる申請書や負担金の納付書が、6月下旬以降8月にかけて順次発送されます。同封される案内をよくお読みになってお手続きをお願いいたします。

2 更新にあたっての注意点

- ・お手元の敬老パス（ＩＣカード）は捨てないでください。
現在敬老パスをお使いの方は、負担金をお支払いになったうえで、10月以降も引き続き同じＩＣカードをお使いいただきます。
新しいカードが届くわけではありません。お手元のカードは捨てずにお持ちください。
- ・負担金の納付期限の厳守
10月1日から引き続きご利用いただくためには、期限までに金融機関等で負担金をお支払いいただくことが必要です。期日等は納付書に同封される案内文をご確認ください。

3 チラシ掲示のお願い

注意点についてのチラシを、7月の配送便にてお送りいたします。掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

4 更新スケジュール

令和5年6月下旬～ 申請書の発送

8月上旬～ 負担金納付書の発送

9月上旬 負担金納期限

10月1日 引き続き同じカードで利用

※初めて敬老パスを申し込まれる方、現在は使っていないがご利用を再開される方、無料の方等についてはスケジュールや手続きが異なります。詳しくはご案内をご覧ください。

5 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、申請書や納付書の案内に記載されている専用コールセンターや、区役所高齢・障害支援課までお問い合わせください。

担当

高齢・障害支援課 根本

電話：411-7097

FAX：324-3702

敬老パス 捨てないで！



※10月以降分の負担金を支払ったうえで、
引き続きお手元のカードをお使いください。

■お問合せ先
神奈川区高齢・障害支援課
神奈川区広台太田町 3-8
電 話 045 - 411 - 7097
F A X 045 - 324 - 3702

小児医療費助成制度のポスター掲出について(依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、中学３年生までのすべてのお子様さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、小児医療費助成制度について、令和５年８月から、所得制限や一部負担金をなくし、医療費を無料にします。

つきましては、地域の皆様に広く制度を知っていただくため、各自治会・町内会の掲示板へのポスターの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

【担当】

健康福祉局生活福祉部医療援助課

菊池・加藤

電話：671-4115

FAX：664-0403

E-mail：kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

8月から

横浜市は
中学生までの
医療費を
無料
にします

詳しくはこちら



新たに対象者となる方は申請が必要です。

令和5年5月下旬に、個別にご案内をお送りしています。[※]

※令和5年5月2日時点で横浜市民の方。

まだ申請がお済でない方は、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ

横浜市小児医療証発行事務処理センター
(平日午前9時から午後5時まで)

TEL : 323-9407 FAX : 323-9406
※事務処理センターの受付は、9月29日(金)まで

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の
結果報告及び今後の対応案について

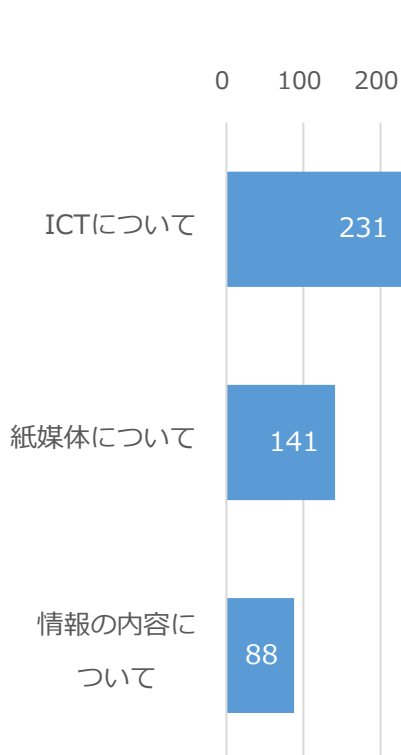
3 月市連会・区連会で標記アンケート単純集計結果（速報）を報告しましたが、その後、自由記述も踏まえた調査報告書がまとまりましたので、今後の対応案と共にご説明します。

1 アンケート結果について（選択式回答部分）

(1) 横浜市からの情報周知		上位3位 (%)
＜方法＞「資料＋説明」が適切		
・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）		64
・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）		57
・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）		44
＜改善すべき点＞		
・資料の分かりやすさ		52
・情報量の多さ		41
・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）		38
(2) 委嘱委員の推薦（委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%）		
＜難しい理由＞		
・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった		67
・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった		49
・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった		49
(3) 候補者推薦における横浜市の関わり		
＜支援のうち期待する取組＞		
・委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減		47
・委嘱委員の業務内容説明資料の配付		39
・地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境		26
(4) 民生委員・児童委員の推薦		
＜令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由＞		
・民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった		46
・活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった		35
・民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった		34

2 アンケート結果について（自由記述式回答部分）

（1）横浜市からの情報周知について【意見：488人】



<ICTについて：231件>

- ・個人的にはデジタル化賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい
- ・回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたい
- ・情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う

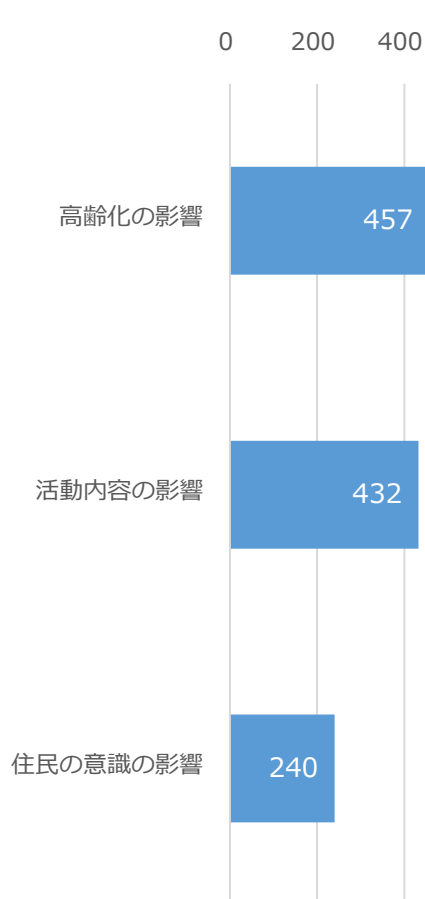
<紙媒体について：141件>

- ・横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせが良い
- ・とにかく紙資料が多すぎる。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めてほしい

<情報の内容について：88件>

- ・情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい
- ・情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難

（2）委嘱委員の候補者探しについて困難と感ずる点【意見：993人】



<高齢化の影響：457件>

- ・人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい
- ・候補者のなり手がいない。現在なっている人に再度頼むより方法がない
- ・委嘱委員の候補者が少ないので結果的に継続になってしまう。特定の個人の負担が増える

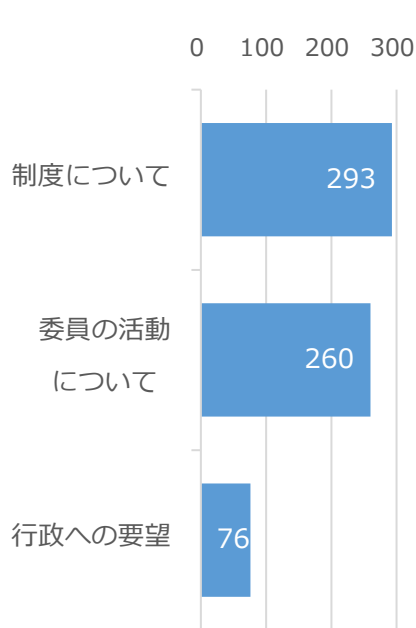
<活動内容の影響：432件>

- ・なるべく年齢の若い人をお願いするが、時間が合わない
- ・会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い
- ・推薦お願いしても、役職への責任や生活環境から辞退されてしまう

<住民の意識の影響：240件>

- ・各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることより町内会へのメリットが見えない
- ・委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない

(3) 民生委員・児童委員全般について【意見：647人】



＜制度について：293件＞

- ・制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない
- ・制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考える

＜委員の活動について：260件＞

- ・活動の負担や責任が大きい
- ・活動内容がよくわからないという人が多く、人選が難しい

＜行政への要望：76件＞

- ・高齢者の増加が進む中で、候補者確保が難しい場合、横浜市からの派遣制度の検討はできないものでしょうか。
- ・市、区内で地域に貢献出来る人材の紹介が望ましい。

3 今後の対応案

(1) 横浜市からの情報周知について

ア 市連会の議題提出基準の見直し

「資料＋説明」、「資料提供のみ」、「議題対象外」の基準案を作成し、議題数の削減軽減を図ります。

イ 市連会議題説明資料の見直し

説明資料の様式の統一など、簡潔でわかりやすい内容にします。

ウ 市連会のホームページの充実

市連会定例会の資料をホームページで掲載していきます。

エ 区連会での実施に向けた検討

上記ア～ウについて、5年度に市連会で試行実施及び効果測定を行い、6年度以降、順次区連会での検討・実施を目指します。

(2) 委嘱委員の推薦事務等

ア 自治会町内会の負担軽減に向けた取組

各所管課と調整の上、推薦事務の簡略化や活動内容の広報の充実など、改善策を検討していきます。

イ 改選時に合わせた見直し

各委嘱委員の改選時期に合わせ、各所管課による推薦手法や活動内容等の見直しが図られるよう取り組みます。

※委嘱委員：スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進委員、消費生活推進員（該当区のみ）

（※民生委員・児童委員については裏面に記載）

(3) 民生委員・児童委員の活動支援及び推薦手続き等

ア 民生委員・児童委員活動の支援強化・広報活動の充実

民生委員の活動しやすい環境づくりを進めるため、活動支援策の強化を図る（モデル区（都筑区・戸塚区・栄区）において試行実施）とともに、民生委員活動への理解を深めていただくための広報の充実に取り組みます。

イ 推薦手続きの改善

自治会・地区民児協の負担を軽減するため、令和7年12月の一斉改選に向けて推薦手続きの簡素化などの改善に取り組みます。

ウ 年齢要件にかかる意見調整

年齢要件について、市・区・地区民児協と令和7年12月の一斉改選に向けて意見調整を行っていきます。

※年齢要件について、自治会町内会長アンケートでは「見直しが必要」が74%を占めていたのに対して、地区民児協会会長アンケートでは、「現状のままでよい(48%)」「見直しが必要(46%)」という結果になっています。

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 川口、関、江口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp
〈民生委員・児童委員の推薦について〉
担当 健康福祉局地域支援課 村山
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

令和4年度 自治会町内会に対する依頼の見直しに向けた アンケート調査報告書

横浜市
市民局 地域活動推進課
健康福祉局 地域支援課

目次

1. 調査の概要		P.2
調査概要		P.3
回収状況		P.4
自治会町内会/会長の状況		P.5
2. 調査結果		P.6
横浜市からの情報周知等		P.7
自治会町内会のデジタル化の状況		P.10
委嘱委員の推薦事務		P.16
令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務		P.20

調査の概要

調査概要

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

1) 調査方法

- ・ アンケート方式による定量調査
- ・ 郵送によりアンケート票を配付／回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答

2) 調査の対象

- ・ 横浜市内すべての単位自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

3) 回収率（数）

- ・ 有効回答標本数 1,738票 有効回答標本回収率 61%
- ・ 郵送による回答 1,132票
- ・ 電子申請による回答 606票

4) 実施期間

- ・ 令和4年11月11日～令和5年1月31日

5) 調査実施主体

- ・ 横浜市市民局 地域活動推進課
- ・ 横浜市健康福祉局 地域支援課

6) 集計・分析・報告書の作成

- ・ 株式会社クリエイティブ・リンク

【表記について】

本報告書では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は小数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。

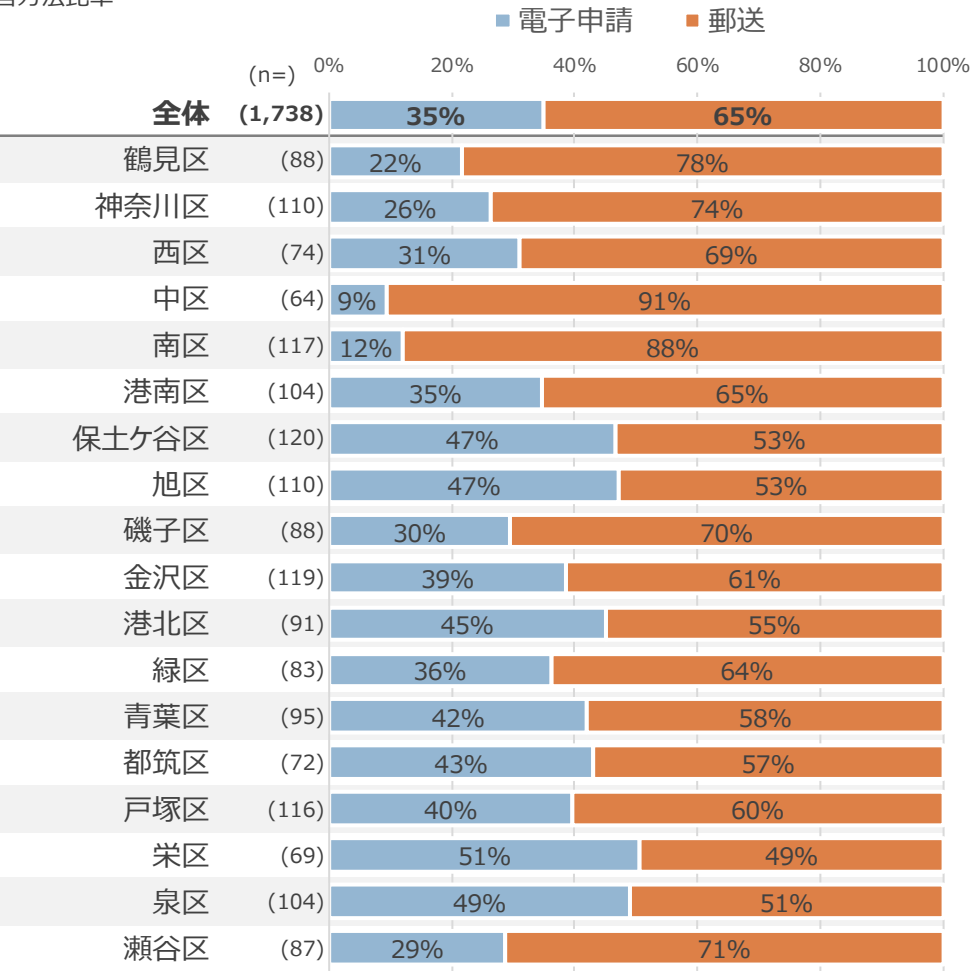
回収状況

- 区別の発送数と回収数、回収方法の比率は以下の通り。

発送数／回収数

回答方法比率

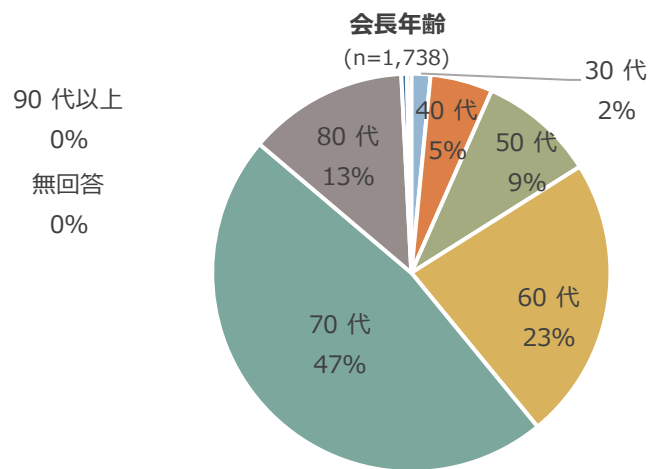
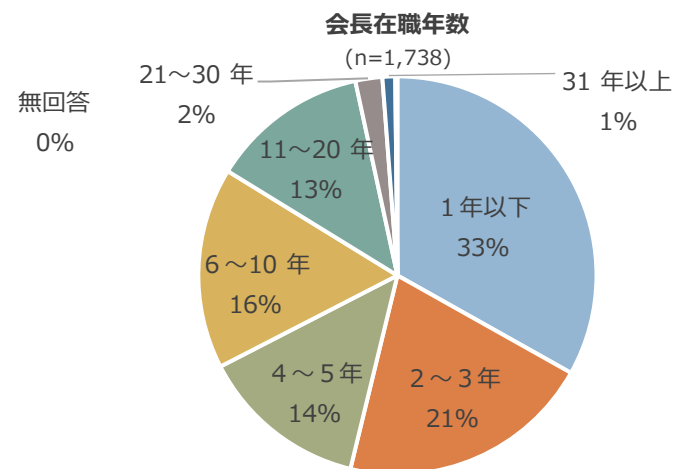
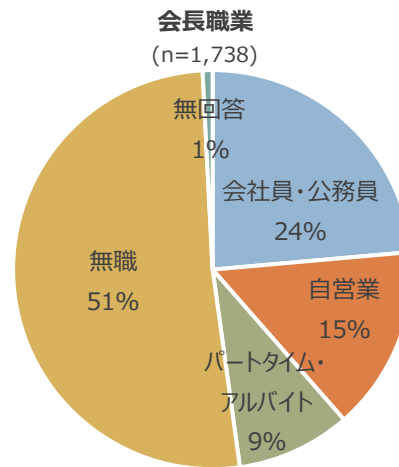
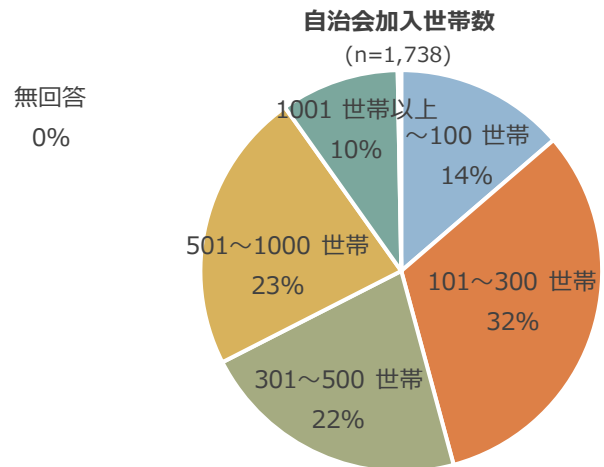
	発送数	回収数	回収率
全体	2,849	1,738	61.0%
鶴見区	126	88	69.8%
神奈川区	176	110	62.5%
西区	99	74	74.7%
中区	131	64	48.9%
南区	205	117	57.1%
港南区	169	104	61.5%
保土ヶ谷区	196	120	61.2%
旭区	236	110	46.6%
磯子区	167	88	52.7%
金沢区	170	119	70.0%
港北区	151	91	60.3%
緑区	122	83	68.0%
青葉区	162	95	58.6%
都筑区	123	72	58.5%
戸塚区	221	116	52.5%
栄区	88	69	78.4%
泉区	153	104	68.0%
瀬谷区	154	87	56.5%



自治会町内会／会長の状況

- ・自治会加入世帯数は101～300世帯が全体の1/3を占める。
- ・会長は約半数が無職。また、会長の年齢は、70代以上が6割を占めている。
- ・在職年数は1/3が1年以下である一方で11年以上在職している人も16%存在する。

Q1 自治会町内会／会長の状況



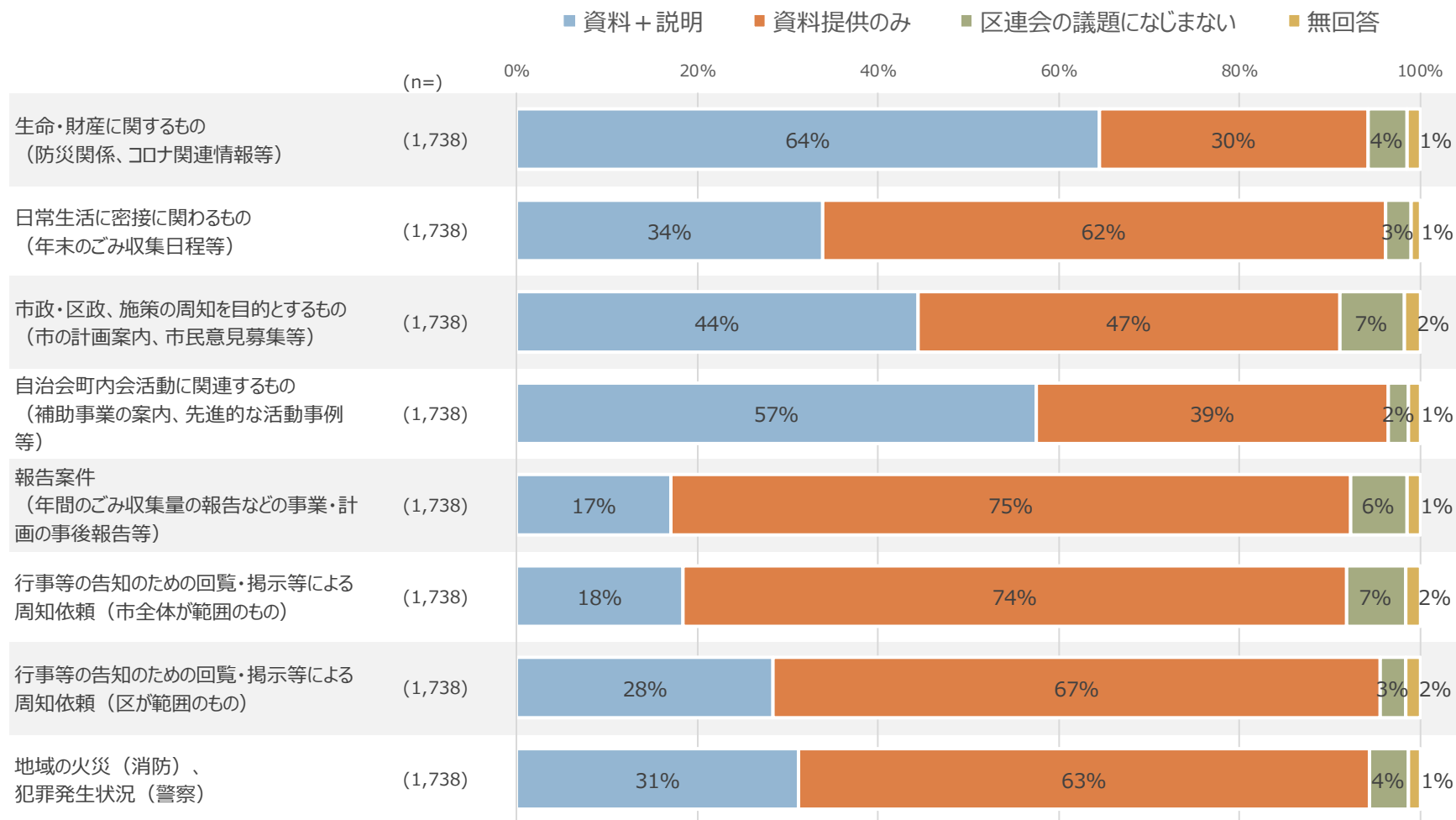
調査結果概要

横浜市からの情報周知等

区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法

- 区連会を通した横浜市からの情報周知等について、「資料+説明」の両方が適切だと感じる情報の種別としては、「生命・財産に関するもの」が最も高く64%で、「自治会町内会活動に関連するもの」が57%でそれに続く。
- 「報告案件」や「行事等の告知のための回覧・掲示等による周知依頼」は、全体の約3/4が「資料提供のみ」が適切だと考えている。

Q2_1 区連会を通した横浜市からの情報の適切な周知方法



区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点

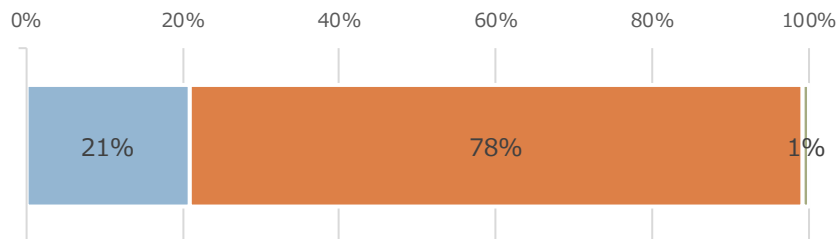
- 区連会資料の電子データでの活用については、78%が活用していない状況。
- 今後の区連会情報の受け渡し方法として効果的なものは「毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）」が37%で最も高く、「紙媒体と電子データの併用」が30%でそれに続く。
- 「紙媒体と電子データの併用」「基本的にはデータでいい」「紙媒体は不要」を合わせると6割がデータ活用を希望している。
- 情報を周知する上で行政が改善すべき点としては「資料のわかりやすさ」が52%で半数を超え、最も高い。

Q2_2/2_3/2_4 区連会資料の電子データ活用／効果的な受取り方法／行政が改善すべき点（複数回答）

Q2_2 区連会資料の電子データ活用

(n=1,738)

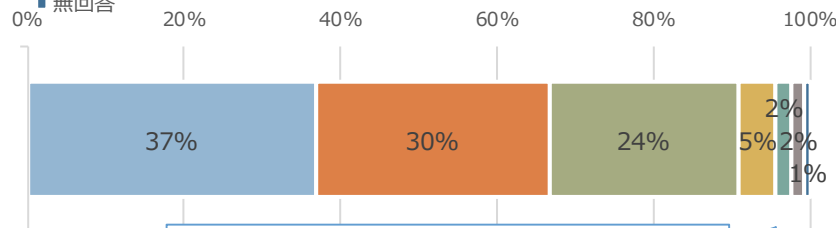
■ 活用している ■ 活用していない ■ 無回答



Q2_3 効果的な受取り方法

(n=1,738)

■ 区連会後の毎月の資料送付を活用（すべて紙媒体で送付）
 ■ 紙媒体と電子データの併用
 ■ 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、揭示資料は必要数ほしい
 ■ 区連会等のホームページから資料データを手に入れるようにしてほしい（紙媒体は不要）
 ■ 区連会の情報は不要
 ■ その他
 ■ 無回答



【自由回答あり】：29件

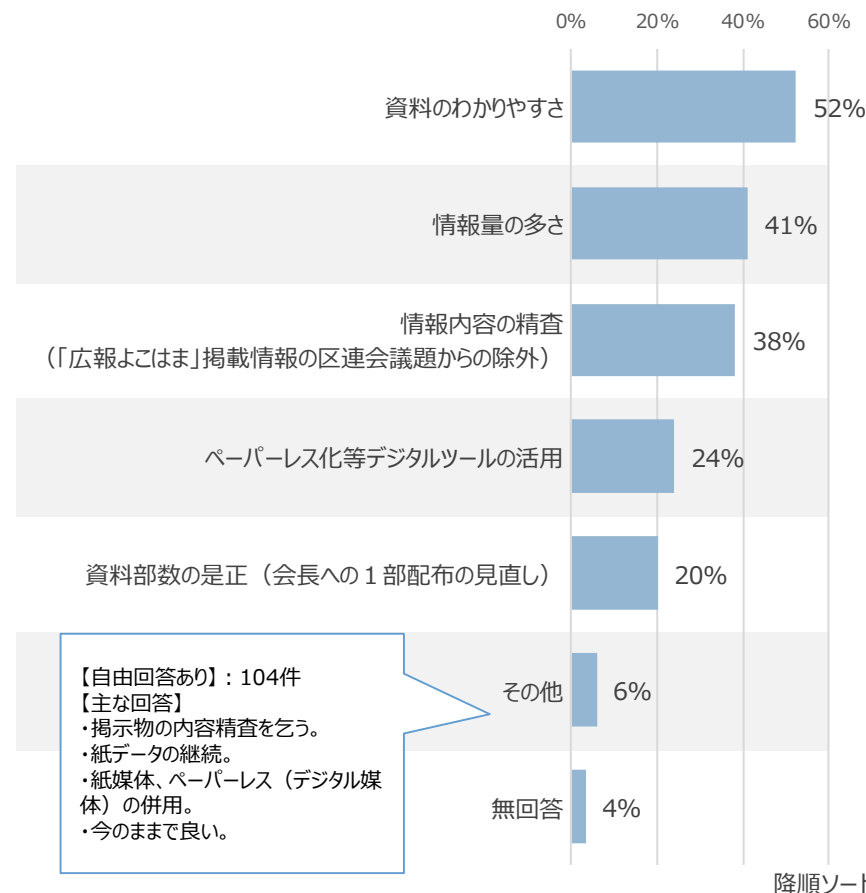
【主な回答】

- ・市政だより、区政だよりに掲載して頂ければ良い。
- ・紙媒体で回覧資料、揭示資料は必要数ほしい。

降順ソート

Q2_4 行政が改善すべき点（複数回答）

(n=1,738)



【自由回答あり】：104件

【主な回答】

- ・揭示物の内容精査を乞う。
- ・紙データの継続。
- ・紙媒体、ペーパーレス（デジタル媒体）の併用。
- ・今のままで良い。

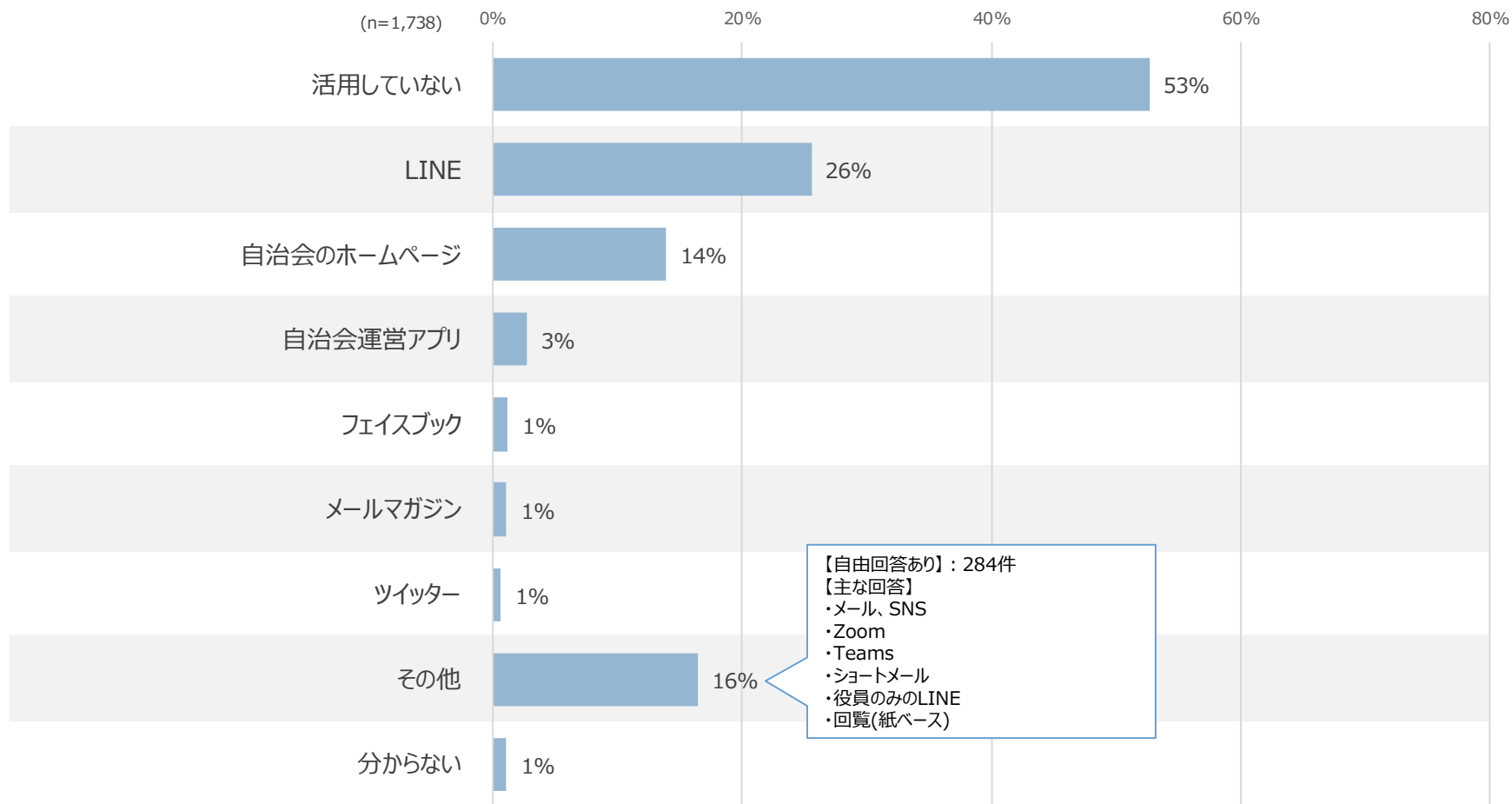
降順ソート

自治会町内会のデジタル化の状況

デジタルツールを活用した会員への情報周知方法

- 会員へ情報を周知するためにデジタルツールを「活用していない」と回答した方が全体の過半数を占めており、デジタルでの情報周知はまだ主流の方法とはなり得ていない。活用しているデジタルツールとしては、LINEが26%で最も高く、自治会のホームページが14%でそれに続く。

Q3_1 デジタルツールを活用した会員への情報周知方法（複数回答）



降順ソート

デジタルツールの具体的な活用事例

- デジタルツールの具体的な活用事例としては「行事や会議等の各種連絡や通知」が最も多く、他に「回覧板や議事録などの資料の共有」や「イベントの案内・申し込み」が多くあげられた。

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例

	(件)	(%)
行事や会議等の各種連絡・通知	233	44%
回覧板や議事録などの資料の共有	109	21%
イベントの案内・申し込み	88	17%
回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用	44	8%
定例会等の資料の送信・掲載	26	5%
ZoomやLINEを利用したリモート会議	25	5%
イベント結果の報告	22	4%
緊急情報の通知	16	3%
掲示物の掲載	15	3%
活動内容の案内・報告	15	3%
意見交換	10	2%
施設予約	9	2%
出欠確認	8	2%
相談・問い合わせ	8	2%
各種申請	5	1%
アンケートの実施	2	0%
会計情報の開示	2	0%
消火器等自治会設備の設置状況	1	0%
その他	10	2%
活用していない・準備中	103	19%
合計	529	100%

Q3_2_デジタルツールの具体的な活用事例（自由記述、抜粋）

＜行事や会議等の各種連絡・通知＞

- ・ コロナ禍での会議開催延期又は、中止の連絡とか会議議題の周知など。
- ・ 会員への案内は、まだ「回覧版」を基本としているが、同時に町内会ホームページにも載せている。
- ・ 各種イベントの開催案内(チラシ)や中止をホームページに掲載し周知している。
- ・ 子供会の回覧に関しては、ラインで流せるように許可している。

＜回覧板や議事録などの資料の共有＞

- ・ 回覧、イベントチラシ、実施したイベントの報告等をホームページに掲載している。
- ・ 回覧はすべてホームページに掲載している。
- ・ 月々の町会会議の資料をLINEで通知したり、活動やイベントの写真を提出している。(LINEにて)

＜イベントの案内・申し込み＞

- ・ イベントの参加申し込みをQRコードで読み込んでもらい、グーグルフォームで入力。参加者の管理をしている。
- ・ イベント募集をホームページ、LINEなどで通知し、イベント開催。急な中止のときホームページで案内した所93%の人が知ることになり、効果を確認した。

＜回覧をHPにも掲載するなど紙情報と併用＞

- ・ LINEを基本的には活用しています。但し、高齢者も多く無理な方については配付物を作成している。デジタルツール使用を嫌う(個人情報)方もいるので面倒な部分もある。

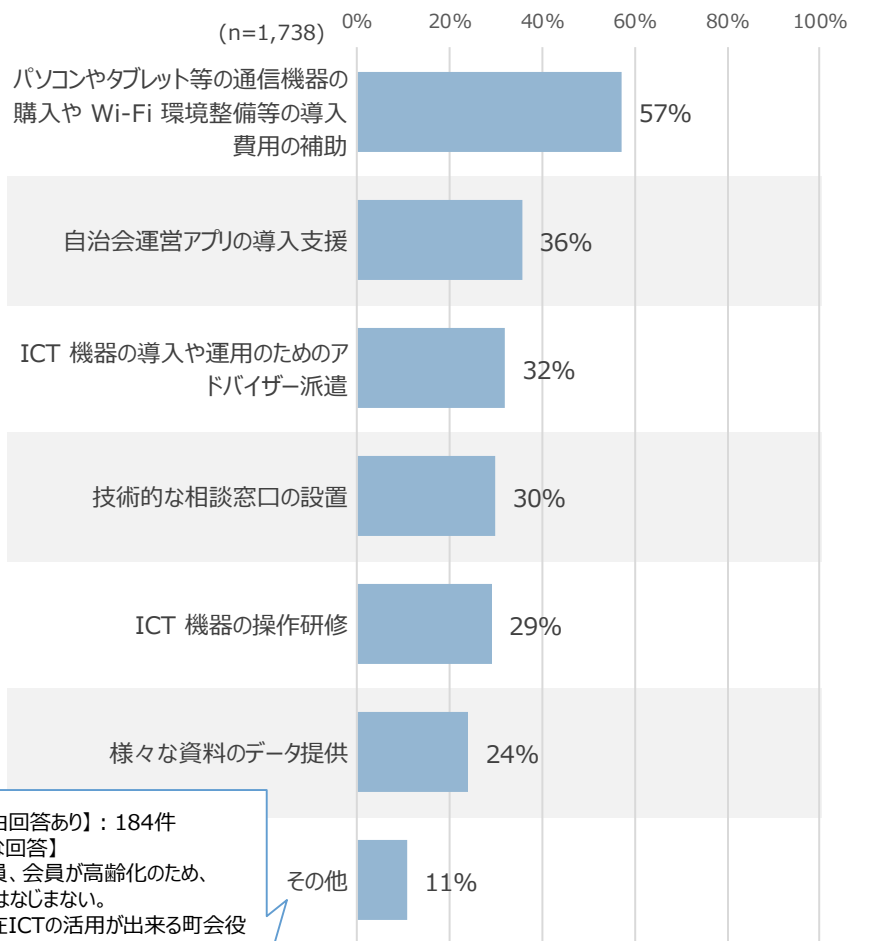
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

ICT活用のための有効な行政支援／会長自身のデジタル環境

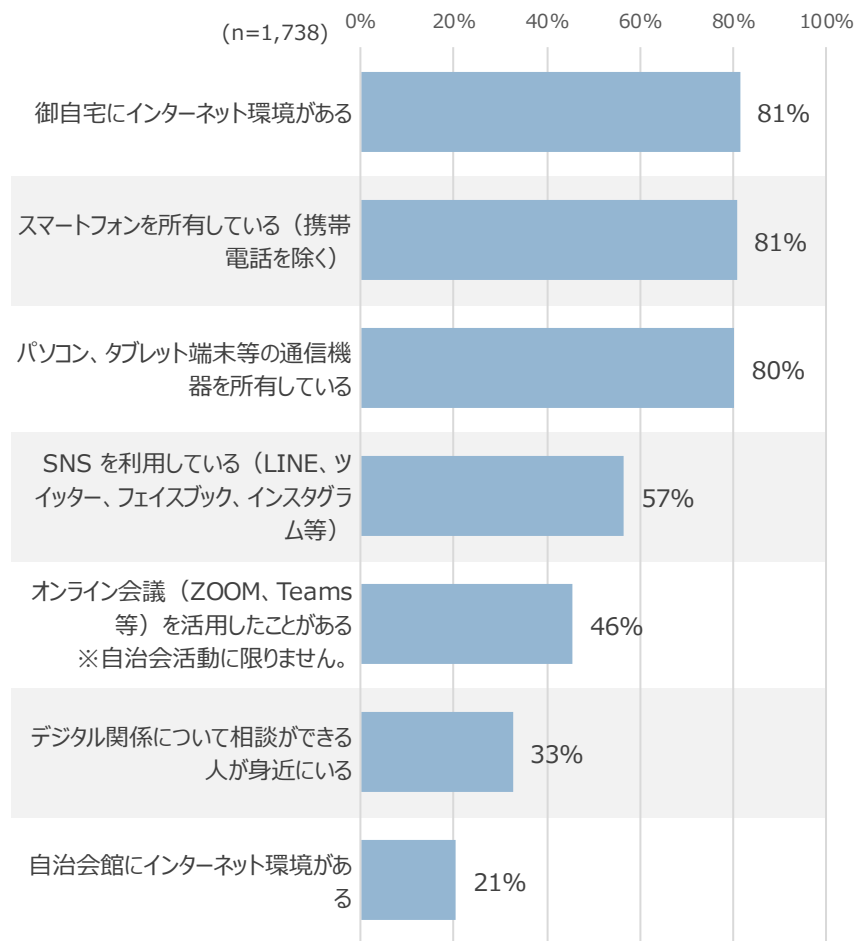
- ICTの活用には有効な行政からの支援策としては「パソコンやタブレット等の通信機器の購入やWi-Fi環境整備等の購入費用の補助」が最も高く、57%で他を20ポイント以上上回る。
- 会長ご自身のデジタル環境としては8割以上が「自宅にインターネット環境がある」、「スマートフォンを所有している」、「パソコンやタブレットなどの通信機器を保有している」と回答。一方で、自治会館のインターネット環境整備は21%にとどまる。

Q3_3 ICT活用のための有効な行政支援（複数回答）

Q3_4 会長自身のデジタル環境（複数回答）



降順ソート



降順ソート

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 自由回答では、ICTに関するものが47%で最も多く、紙媒体に関するものが29%でそれに続く。
- ICTについては、「高齢者が多く、デジタルツールを使いこなせない」との声が最も多く、ICTに不慣れな方への周知洩れが懸念されている。
- 紙媒体については、特に高齢者に対して従来通り紙ベースでの配布・回覧が必要だとの認識だが、その一方で、紙の情報が多すぎるという意見も少なくない。

Q4_横浜市からの情報周知に関して①

	(件)	(%)
ICTについて	231	47%
デジタルツールを使いこなせない	49	10%
HPの活用	43	9%
情報のデジタル化	38	8%
LINEやメール、YouTubeの活用	32	7%
ICTの活用	17	3%
情報へのアクセス方法の多様化	16	3%
Wi-Fi等の環境の整備	9	2%
デジタルツールの提供	9	2%
セキュリティの確保	5	1%
高齢者向け等のデジタルツール活用支援	5	1%
アプリの提供	4	1%
PWが面倒	3	1%
電子掲示板サービスの提供	1	0%
紙媒体について	141	29%
紙媒体の継続	48	10%
紙媒体の削減・ペーパーレス化	35	7%
掲示物の配布・回覧	21	4%
広報紙の活用	19	4%
掲示物・配布物の削減	13	3%
掲示板の活用	5	1%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋)①

<デジタルツールを使いこなせない>

- ・ 会長がPC,スマホを持っていないし、デジタルが利用不可能。
- ・ 個人的にはデジタル化に賛成だが、自治会員には高齢者も多く、全員に周知するためには、デジタル化のみでは難しい。
- ・ 誰でも100%デジタル環境にはないのでなんでもかんでもデジタル化しないでほしい。
- ・ インフラを整備しても、使う意思が希薄な高齢者過多の町内では、ネットによる情報周知には限界がある。世代交代を待つしかないと思います。

<HPの活用>

- ・ 回覧物はデータで区のホームページにアップしていただきたいです。
- ・ 全ての情報はホームページなどで、簡単に閲覧・データ入手を出来るようにして欲しい。

<情報のデジタル化>

- ・ 情報はデジタルでいただくのが、楽で効率がよいと思う。
- ・ 市の便りをデジタル化してくださって、情報が取りやすくなりました。

<紙媒体の継続>

- ・ 横浜市からの情報は高齢者がかかえた団地(自治会)ではペーパーのお知らせがよいです。
- ・ 町内会には高齢者も多く、紙ベースの資料はかかせません。

<紙媒体の削減・ペーパーレス化>

- ・ とにかく、紙資料が多すぎます。環境問題を意識する上でもペーパーレス化を進めて欲しいと思います。

横浜市からの情報周知について(自由記述)

- 情報の内容については、「情報の精査」に関する意見が多い。情報の内容については情報量が多いとのご意見が多く、「伝達必須の情報だけに限定してほしい」など、本当に必要な情報だけを精査して提供することが望まれている。
- その他、「自治会の負担の軽減」についての記載も一定数あった。

Q4_横浜市からの情報周知に関して②

	(件)	(%)
情報の内容について	88	18%
情報の精査	59	12%
掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ	14	3%
迅速・適切な情報提供	9	2%
パブリックコメントの募集時期が遅い、結果のフィードバックが欲しい	4	1%
掲示時期・掲示期間の明確化	1	0%
掲示と回覧の区別の明確化	1	0%
その他	175	36%
自治会の負担の軽減	42	9%
情報周知以外の要望・感想	10	2%
情報周知は難しい	8	2%
自治会非加入者への対応	5	1%
行政用語がわかりにくい	2	0%
外国語対応	2	0%
現状で問題ない	21	4%
その他	46	9%
特になし	39	8%
合計	488	100%

Q4_横浜市からの情報周知に関するご意見(抜粋) ②

<情報の精査>

- 情報量が多く伝達必須の情報だけに限定してほしい。
- 情報量が多く、全てを会員の方々に周知することは困難である。

<掲示物等の情報の見やすさ・わかりやすさ>

- 掲示物は、掲示板の大きさがさまざまあるため、A4片面で文字数を少なく読みやすくして下さい。

<自治会の負担の軽減>

- 自治会に依存した情報発信を抜本的に見直す。
- 各種配布物、回覧物が異なる日にやってくるので 配布作業が多い。
- 行政からの情報周知は自治会の役割ではない。
- とにかく多すぎる、何でも町内会になればよいという意識がよくなる。

<情報周知以外の要望・感想>

- 行政の一方的な情報提供では監視機能がない。
- 高齢化により委員の選出が年々難しくなっている。

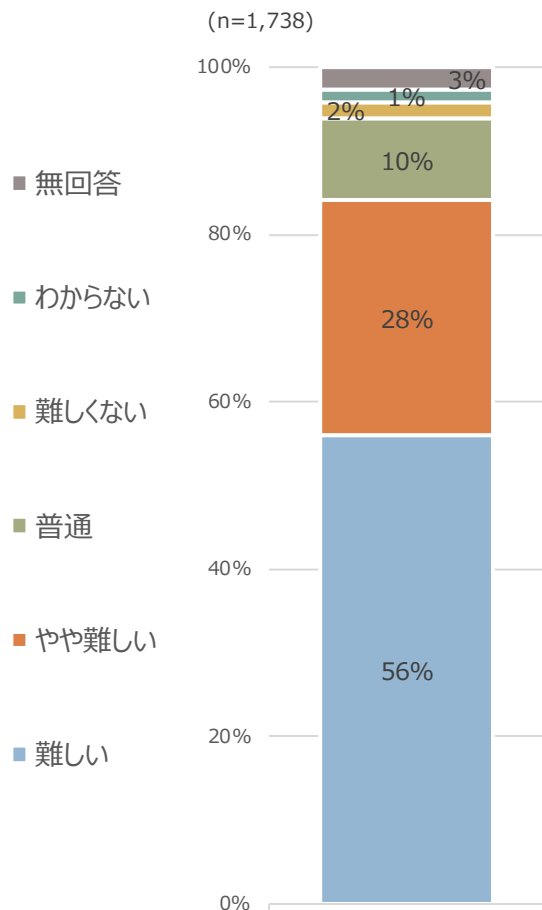
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

委嘱委員の推薦事務

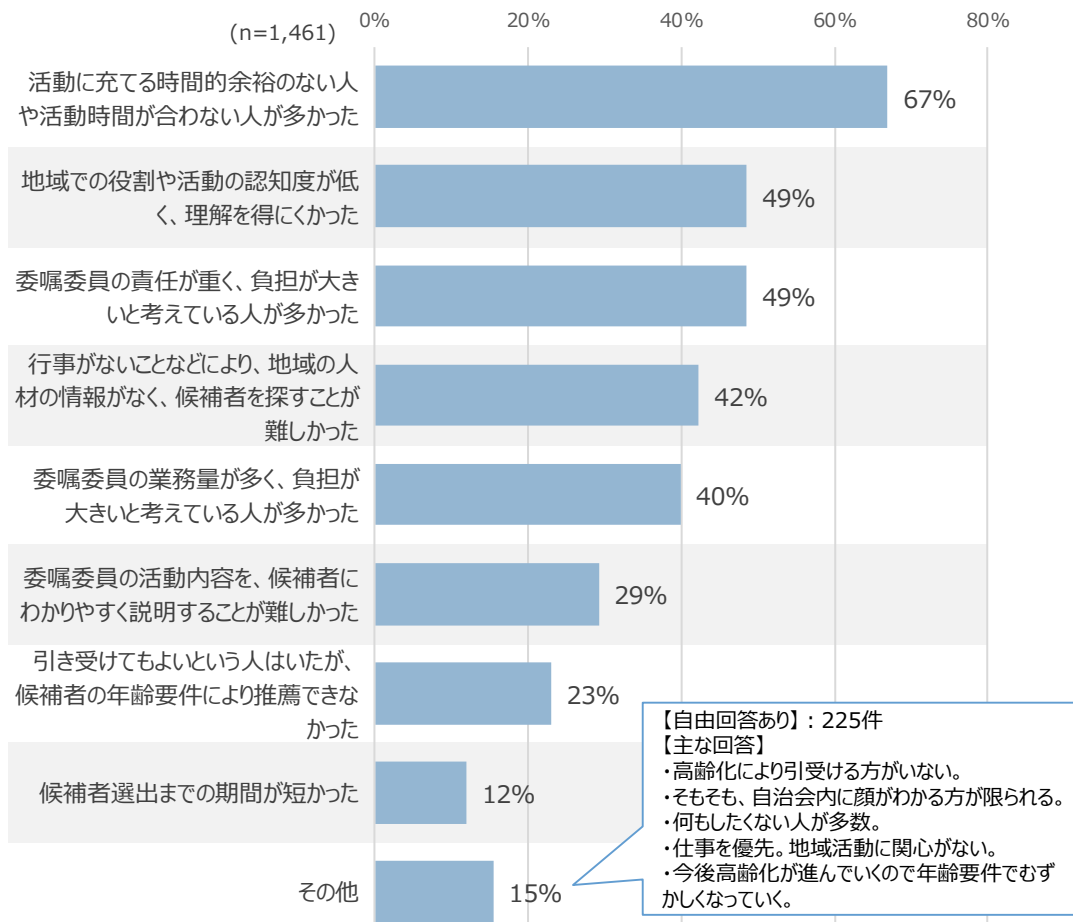
委嘱委員の候補者探し／委嘱委員候補者探しが難しい理由

- 委嘱委員の候補者探しについては、「難しい」が56%。「やや難しい」と合わせると84%を占める。
- 候補者探しが難しい理由としては「活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった」が67%で最も高く、「認知度が低く理解を得にくかった」、「負担が大きいと考えている人が多かった」が49%で続く。

Q5_1 委嘱委員の候補者探し



Q5_2 委嘱委員候補者探しが難しい理由（複数回答）

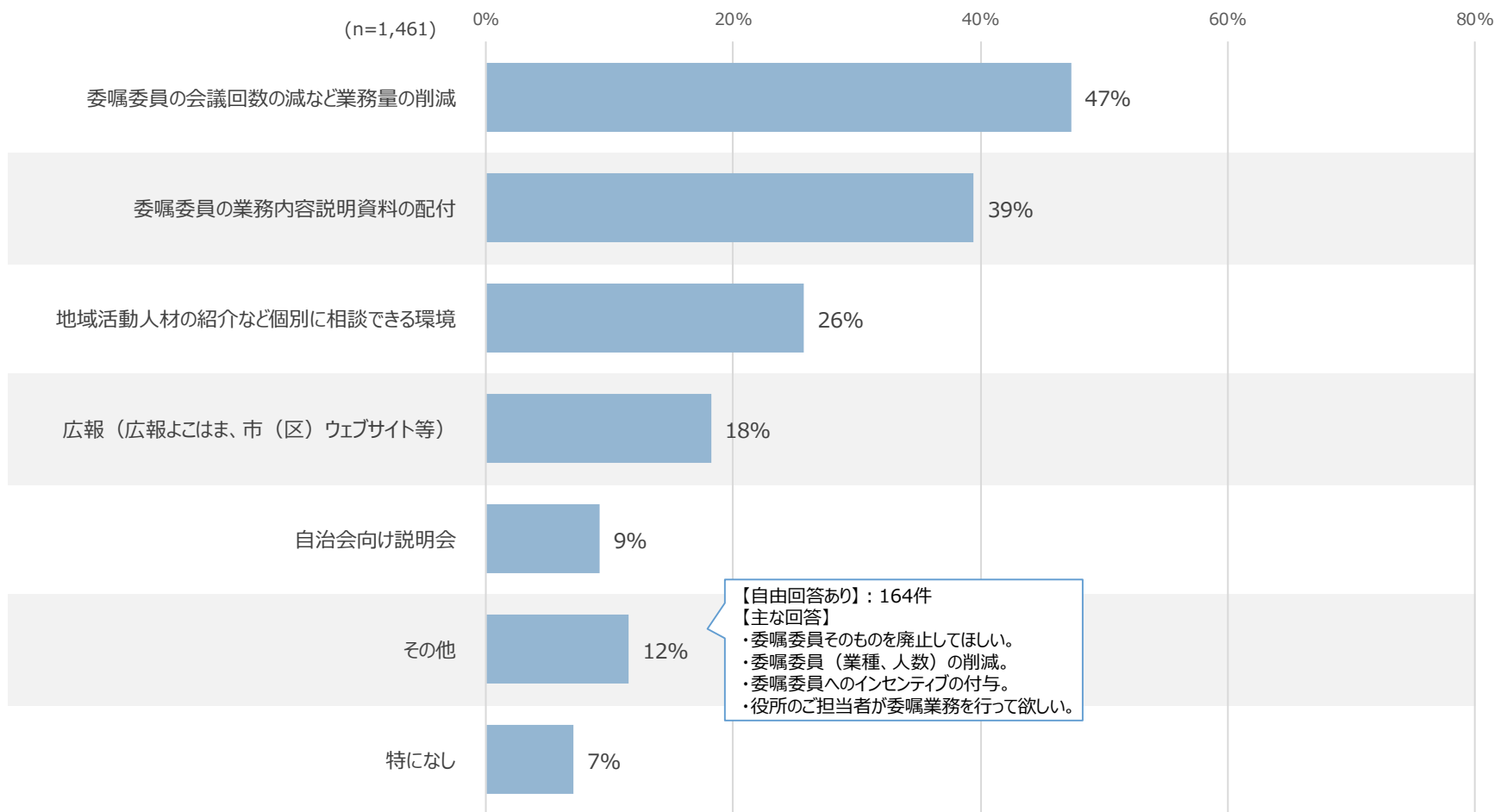


Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

市に候補者推薦で期待する取組／委嘱委員の候補者探しについて

- 候補者探しが難しいと感じる人が候補者推薦で横浜市に期待する取組としては「会議回数減など業務量の削減」が最も高く、「業務内容説明資料の配付」が続く。

Q5_3 市に候補者推薦で期待する取組（複数回答）



Base: 委嘱委員の候補者探しが「難しい」「やや難しい」、降順ソート

委嘱委員の候補者探しについて困難と感じる点

- 委嘱委員の候補者探しの困難な点に関するご意見としては「高齢化の影響」に関するものと「活動内容の影響」に関するものが多く、“候補者になりてがいない、現在なっている人に再度頼むより方法がない”、“年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない”などが挙げられる。

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述）

	(件)	(%)
高齢化の影響	457	46%
依頼先が少ない・候補者がいない	192	19%
高齢者が多い	190	19%
年齢要件が合わない	75	8%
活動内容の影響	432	44%
活動時間がない	192	19%
責任が重い・負担が大きい	106	11%
活動内容が分かりにくい	91	9%
活動費等の補助が不明	43	4%
住民の意識の影響	240	24%
委員の必要性が不明	108	11%
活動意欲が低い	95	10%
断られる	26	3%
メリットがない	11	1%
自治会の問題	134	13%
イベントや交流がない	76	8%
自治会加入世帯の減少	31	3%
世帯数が少ない	27	3%
その他	287	29%
自治会の状況についての説明・報告	65	7%
なり手のない委員がある	62	6%
行政への要望・疑問	41	4%
市や住民からの推薦や公募	25	3%
推薦までの日程が早い	12	1%
委嘱委員の種類が多い	10	1%
その他	34	3%
困難は感じていない	21	2%
特にない	17	2%
合計	993	100%

Q5_4_候補者探し困難な点など（自由記述、抜粋）

＜依頼先が少ない・候補者がいない＞

- 人材ネットワークがなく、適切な人材を見つけるのが難しい。
- 候補者になりてがいない 現在なっている人に再度頼むより方法がない
- 委嘱委員の候補者が少ないので、結果的に委嘱委員の継続になってしまう。特定の個人の負担が増える。
- やりたがる人がいない。また、その委嘱委員にあてはまる人材がどうかかわからない
- 引き受ける人がいない。

＜活動時間がない＞

- なるべく年齢の若い人をお願いするが、活動時間が合わない。
- 会社の退職時期が延びたので、仕事と町内等の業務の両立が難しいと言っている人が多い。
- 平日に時間の取れる人材が少ない。

＜高齢者が多い＞

- 高齢者が増え委員を出来る人が限られてきている。
- 高齢化が進むなか候補者が少なくなっている。若い人は、無関心。
- 高齢が多い自治会の為、総会にて立候補を募っても居なかった。

＜委員の必要性が不明＞

- 各委嘱委員の存在意義が不明。委員がいることによる町内会へのメリットが見えない。
- 委員会の活動が不明確で、そこに自治会から委員を推薦するという行為に納得性がない。
- 委員の必要性や対応頻度の問い合わせに苦慮します。

＜責任が重い・負担が大きい＞

- 推薦お願いしても役職への責任や生活環境から辞退されてしまう。
- 環境事業推進委員：負担が大きい。消費生活推進員：業務量が多い。
- 任期に負担を感じる方が多かった。

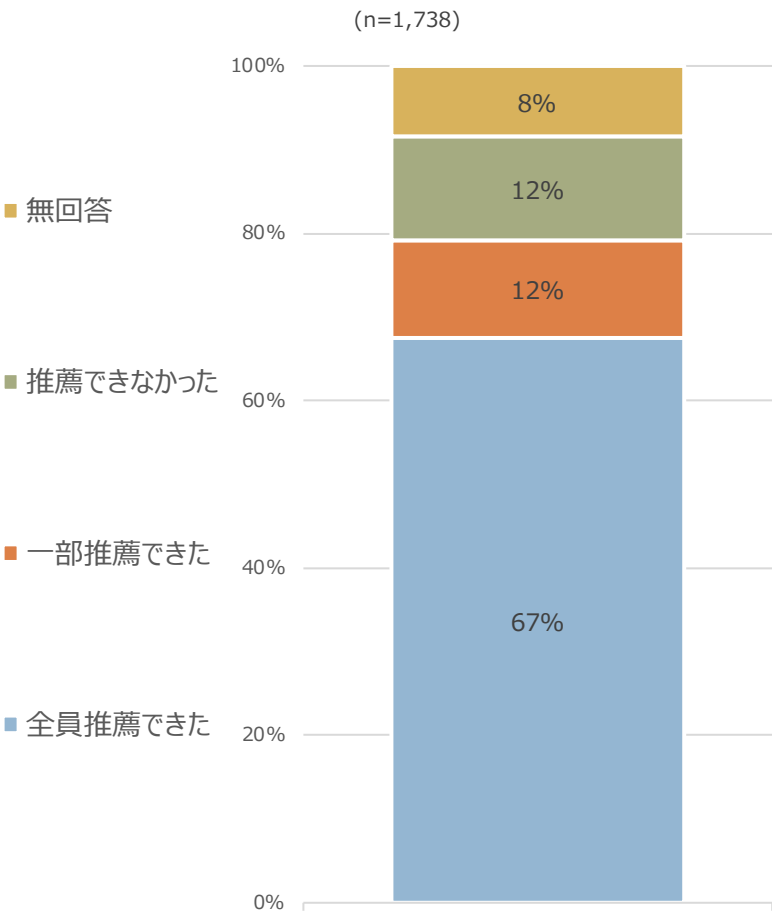
※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

令和4年一斉改選の民生委員・児童委員の推薦事務

民生委員の推薦状況／推薦を行うための工夫

- 民生委員の推薦状況については、全体の2/3が「全員推薦できた」と回答。「推薦できなかった」は12%となった。
- スムーズに推薦できた理由について自由記述の内容で多かったものは「再任」が42%で最も高く、「役員等からの紹介・協力」、「日頃のコミュニケーション」が16%で続いている。

Q6_1 民生委員の推薦状況



Q6_2_スムーズに推薦できた理由（自由記述）

	(件)	(%)
再任だった	426	42%
役員等からの紹介・協力	165	16%
日頃のコミュニケーション	159	16%
スムーズではなかった	87	9%
無理にお願い	57	6%
意識・意欲が高い	47	5%
会長・役員・家族等が引き受けた	35	3%
たまたま運が良かった	24	2%
人数が少なかった	20	2%
実績・資格等がある	16	2%
説得	15	1%
引き受けてもらうための条件を提示	14	1%
業務内容を理解	14	1%
候補者のリストアップ・情報収集	10	1%
立候補	10	1%
家族の協力	4	0%
当番制、抽選	4	0%
金銭的な支援	3	0%
特にない	19	2%
その他	37	4%
合計	1,003	100

【主な回答】

- 再任の為スムーズに推薦を行う事ができた。
- 前期からの継続を心良く引き受けてくれた。
- 前任者(退任者)が候補者を推薦してくれた。
- 役員会で候補者の推薦を上げてもらった。
- 日ごろから、適任と思われる方とコミュニケーションを取る努力が必要だと思います。
- 粘り強く何度もお願いしました。

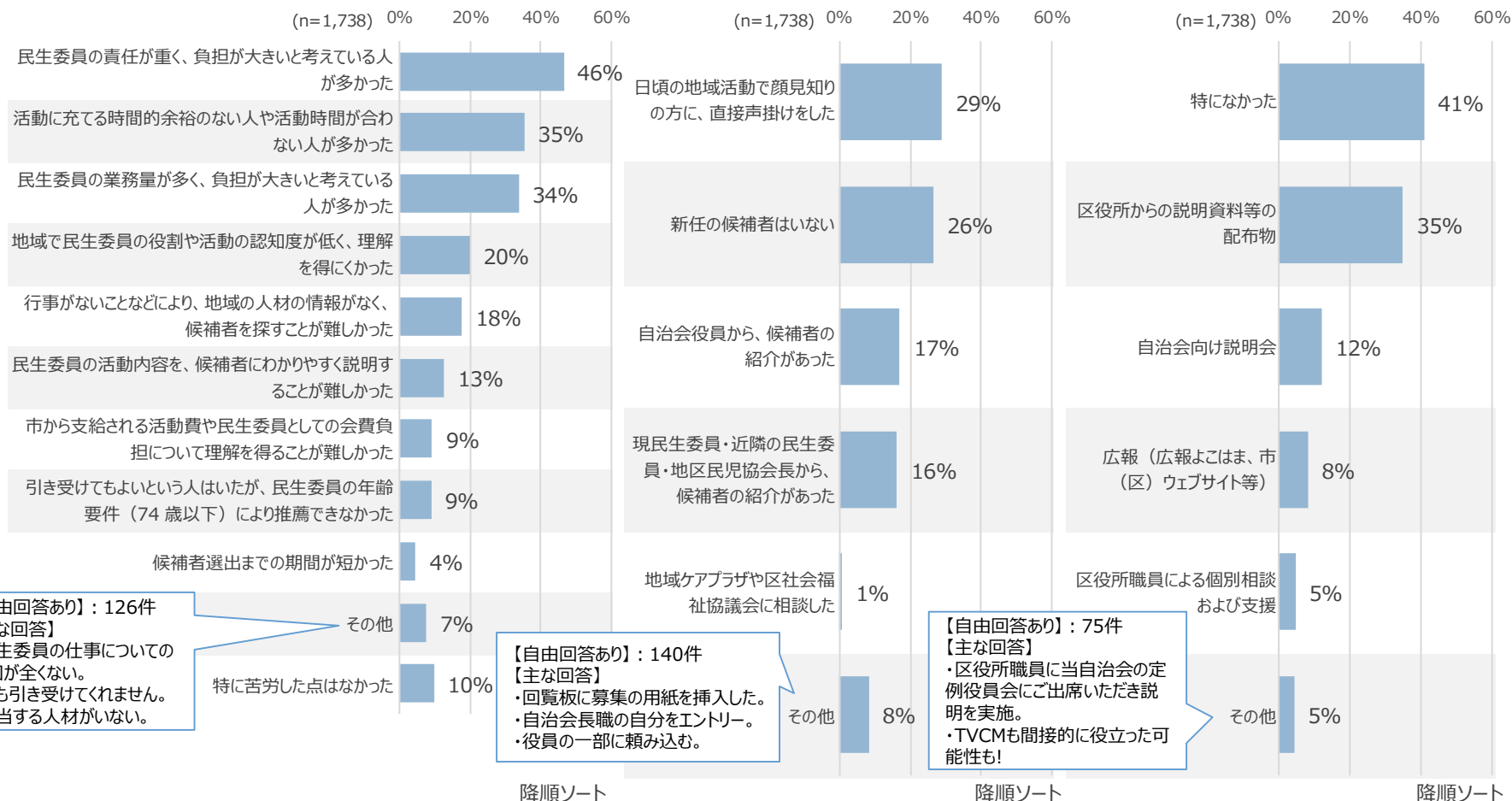
民生委員候補者確保の苦労した理由／新任民生委員候補者確保の方法

- 民生委員の候補者確保で苦労した点としては「責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった」が最も高い。
- 新任の候補者探しは「日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声かけ」が最も高い。
- 候補者推薦に役立った横浜市の支援としては「特になかった」が高いものの、支援の中では「区役所からの説明資料等の配布物」が最も高い。

Q6_3 民生委員候補者確保の苦労した理由（複数回答）

Q6_4 新任民生委員候補者確保の方法（複数回答）

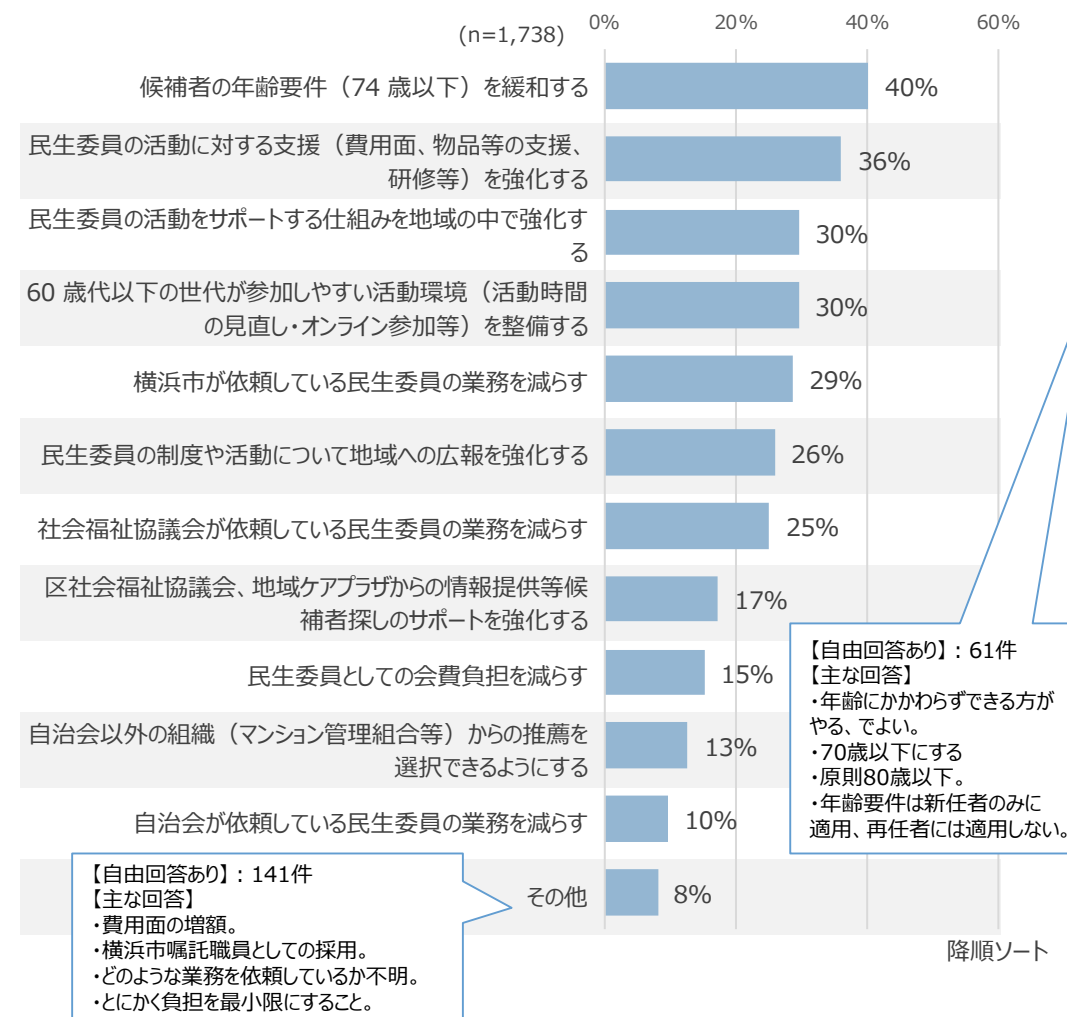
Q6_5 民生委員候補者推薦に役立った横浜市の支援（複数回答）



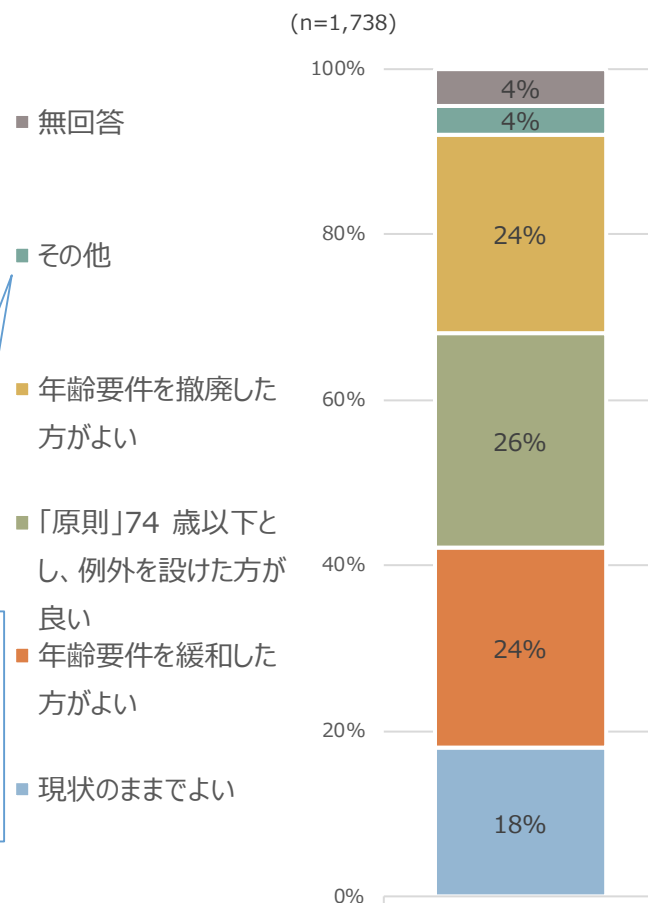
候補者確保に有効な取組／候補者の年齢要件

- 候補者の確保に有効な取組としては「年齢要件の緩和」が最も高く、「活動に対する支援を強化」が続く。
- 候補者の年齢要件については、「緩和した方がよい」、「原則74歳以下とし、例外を設けた方がよい」、「撤廃した方がよい」がそれぞれ25%前後となっており、変更の検討が望まれている。

Q7_1 候補者確保に有効な取組（複数回答）



Q7_2 候補者の年齢要件

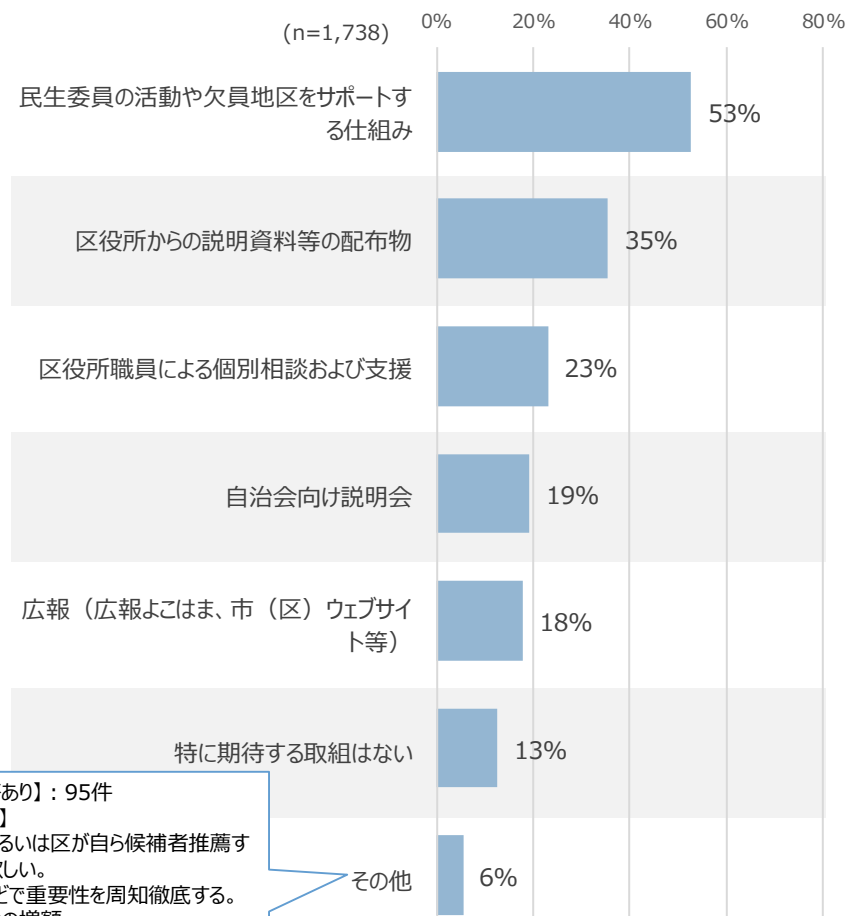
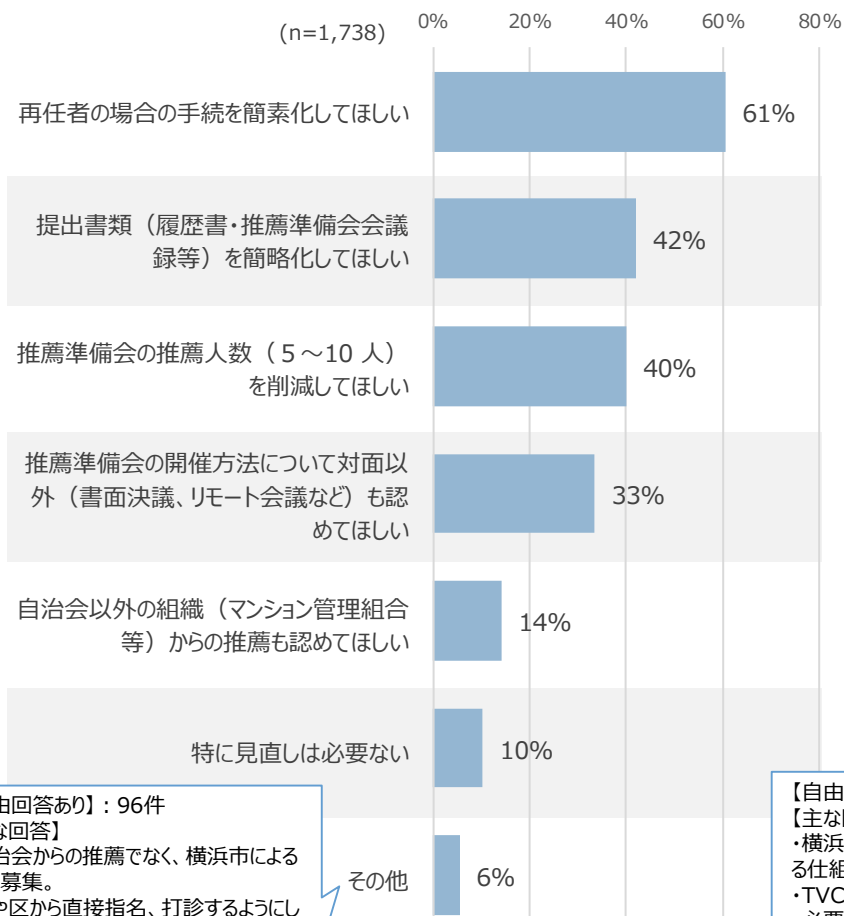


推薦手続で改善してほしい点／候補者推薦で市に期待する取組

- 推薦手続で改善してほしい点としては「再任者の手続を簡素化」が最も高く、6割を超える。
- 候補者推薦における横浜市に期待する取組としては「民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み」が53%で最も高い。

Q7_3 推薦手続で改善してほしい点（複数回答）

Q7_4 候補者推薦で市に期待する取組（複数回答）



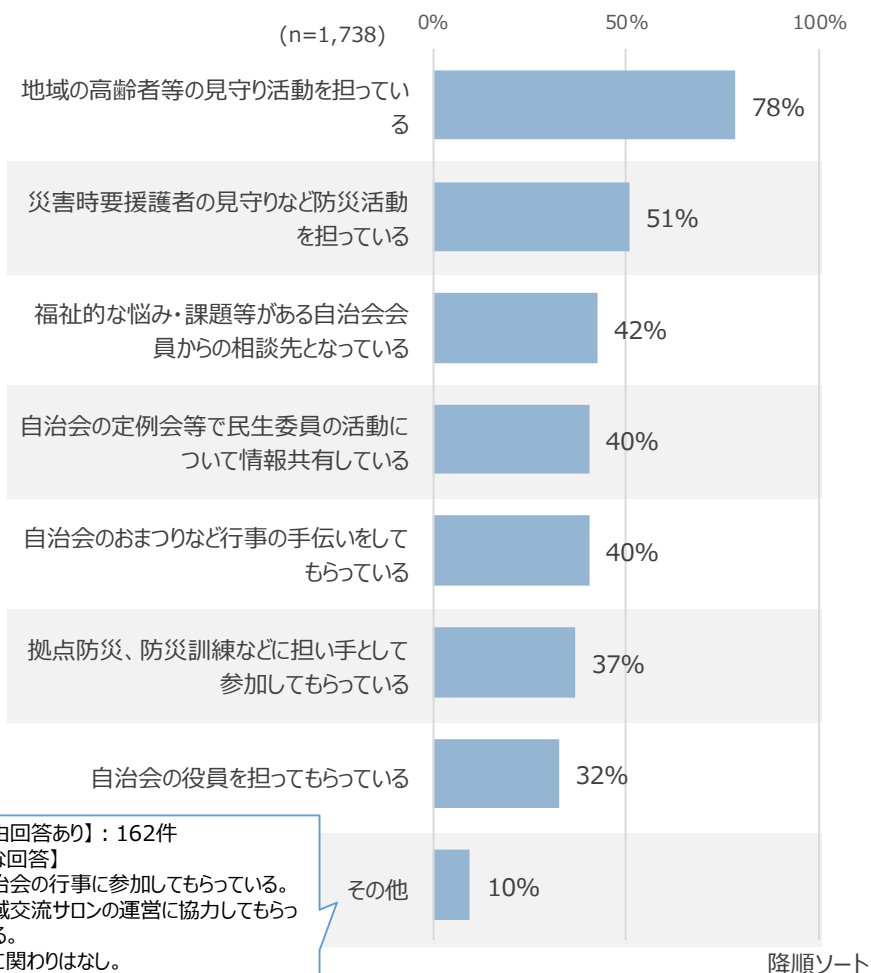
降順ソート

降順ソート

自治会と民生委員の関わり／民生委員の活動をサポートする取り組み

- 自治会と民生委員の関わりについては、「地域の高齢者等の見守り活動」が78%で最も高く、「災害時要援護者の見守りなど防災活動」が51%で次に高い。
- サポートのための自治会の取組について自由記述の内容で多かったものは「自治会と民生委員との情報交換・共有化」が3割以上を占め、最も高い。

Q8_1 自治会と民生委員の関わり（複数回答）



Q8_2 サポートのために自治会が実施している取組（自由記述）

	(件)	(%)
情報交換・共有化	219	31%
高齢者等の見守り	92	13%
活動費等の支給	91	13%
相互協力・連携体制の強化	67	9%
福祉関連行事の実施・サポート	44	6%
要援護者支援の関連業務	35	5%
コミュニケーションの推進	25	4%
イベントへの参加	17	2%
相談事への対応	16	2%
設備の共用	12	2%
資料等の配布	7	1%
高齢者等への取次	5	1%
高齢者等との昼食会等の実施	4	1%
防災訓練	4	1%
賛助会員の拡大	1	0%
民生委員の必要性が不明	1	0%
その他	56	8%
特になし、わからない	112	16%
合計	711	100

【主な回答】

- 情報を共有するために福祉会を隔月開催している。そこで得たことを「自治会だより」にて会員へ知らせている。
- 定期的に活動状況等の報告を受け情報を共有している。
- 高齢等の見守り活動を町会役員と民生委員が共に行っている。
- 年2回程度要援護者の見守りを一緒にやっている。
- 自治会から若干の委員手当を支給している。

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

民生委員・児童委員全般について(自由記述)

- 民生委員、児童委員に関するご意見としては、制度に関するものが全体の45%を占め最も高く、委員の活動に関するものが40%で次に高い。制度については、推薦等の制度そのものの見直しの要望が多く、民生委員の推薦業務の負担の大きさがうかがえる。

Q9_民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について

	(件)	(%)
制度について	293	45%
推薦等の制度の見直し	99	15%
人材不足	58	9%
年齢制限等の見直し	54	8%
個人情報の制約が大きい	32	5%
委員の必要性が不明	23	4%
人数配置の見直し	13	2%
手続等の簡略化	7	1%
制度の拡充	7	1%
委員の活動について	260	40%
活動の負担や責任が大きい	90	14%
活動内容がわからない	71	11%
活動費の支給・増額、会費の軽減	70	11%
情報の共有化	17	3%
適性が不明	11	2%
自治会との関わりが不明	1	0%
行政への要望	76	12%
行政サイドの人材等の活用	41	6%
行政のサポートが欲しい	19	3%
行政自身が業務として担当	16	2%

※一人の回答に複数の意見が含まれている場合があるため、回答者数と意見数が異なります。

	(件)	(%)
その他	167	26%
自治会との協力体制の構築・見直し	23	4%
公募の活用	10	2%
本アンケートに関する要望・不満	8	1%
民間の活用	6	1%
特になし、現状でOK	48	7%
その他	72	11%
合計	647	100

【主な回答】

- ・ 制度の必要性及び民間への委嘱が時代に合わない。
- ・ 制度そのものが疲労しており、仕組み全体の見直しが必要なのではないかと考えている。
- ・ 活動範囲、量が、多すぎる。
- ・ 民生委員の時間的負担は多いと聞く。その様な委員の選出はどんどん困難になると思う。
- ・ 個人情報があるのでと言う言葉を楯にして、情報共有をしない方もいる。(活動が不透明)
- ・ 活動がよくわからない為、人選がなかなか難しい。
- ・ 見合った手当を出すべき。ボランティアとは違うのでは。



株式会社クリエイティブ・リンク

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 1850-12
<http://www.cre-link.jp>

青少年指導員の年齢要件の見直し等について

【趣旨】

青少年指導員の委嘱年齢要件の上限を見直し、原則として、新任 70 歳未満、再任 75 歳未満としました。

地域で青少年指導員を担う人材の拡大につながることを期待しています。

1 年齢要件の見直しについて

(1) 見直しの理由

ア 年齢要件を超過した青少年指導員の増加

現行では、推薦時の年齢要件は、新任で 65 歳未満、再任で 70 歳未満となっていますが、いずれも「原則」としているため、適任者が見つからない等の理由により、新任、再任とも年齢要件を超える指導員が多数活動しており、実態に合わない状況となっています。

イ 社会情勢の変化による担い手不足

共働き世帯の増加や定年年齢の引き上げ等の社会情勢の変化によって、今後ますます青少年指導員の担い手を確保することが困難となることが予想されます。

以上のことから、市青少年指導員連絡協議会とも協議のうえ、年齢要件の上限を見直し 5 歳引き上げることになりました。

(2) 見直しの内容

【現行】 原則として 新任 65 歳未満、再任 70 歳未満

↓

【見直し後】 原則として 新任 70 歳未満、再任 75 歳未満

(3) 実施時期

令和 5 年 7 月から

2 今後の取組について

年齢要件の見直しとあわせて、青少年指導員の担い手の確保を進めるため、活動の概要説明資料（ちらし）や広報よこはま等において指導員活動の周知に取り組みます。

3 今後のスケジュール（予定）

7 月 区連会で御説明（年齢要件の見直しについて）

11 月 市町内会連合会定例会（第 29 期推薦事務に関するお願い）

・推薦関係書類、活動概要説明資料配布

2 月 推薦書提出

担当 こども青少年局青少年育成課 小松、高尾

電話 671-2324

葬儀サービスとお墓問題 ～ 最近の相談事情 ～

- 病院で死去した母の搬送を葬儀社に依頼したら、葬式も契約せざるを得なくなり、高額な費用で納得がいけない…
- 担当者に急かされて墓石の契約をして後悔している…
- 永代供養契約をした寺から高額なお布施を要求された…

葬儀やお墓について、将来の不安や契約トラブルのご相談が寄せられています。もしもに備えて、費用・内容等の情報を収集し、生前から親族などと十分に話し合いをしておきましょう。また、葬儀社との打合せは複数名で行い、見積書をよく確認しましょう。



8月の消費生活教室のお知らせ 「元気なうちに考える葬儀とお墓」

令和5年8月25日(金) 13:30～15:30
港南公会堂 ホール（港南警察署隣）
定員200名（当日先着順・直接会場へお越しください）



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください！

消費生活相談電話 **045-845-6666**

〔 平日 9:00～18:00
土・日 9:00～16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

みんなの文化祭

～ 想いのバトンをつなげよう～

観覧者募集

会場：神奈川県区役所本館5階大会議室

日時：R5年9月11日(月)9時15分～16時15分【12時～13時昼休み】

申込方法：事前申込・定員50名

※参加には、事前のご予約が必要です。

申込書は、区民活動支援センターホームページか窓口にて配布しております。

※開催・内容は予告なく延期・変更となる場合がございます。



申込をする方は区民
活動支援センターHP
情報掲載ページへ

9/11
(MON)

♪ミュージック部門♪

9時15分～10時

MMC

楽器演奏・歌

10時15分～11時

ママさん吹奏楽団
ぱちは一もにー

吹奏楽の演奏

11時15分～12時

グループ・
フィオレンテ

独唱 コーラス

13時30分～14時15分

ギター弾き語り
「タートル7」

フォークソングの
ギター演奏&歌

14時30分～15時15分

ボイトレと歌
(林 ケイ)

ボイストレーニング・歌唱

15時30分～16時15分

かながわウカレレ
おやじ～ず

ウクレレと楽器演奏

まちの仕掛け人から学ぶ

みんなで楽しむ

なぞとき講座

～あなたのアイデア まちで活かしませんか？～

人が好き♪
楽しいことが好き♪
神奈川区が好き♪
まちを盛り上げたい♪
こんな方はぜひ！

① 9月5日(火)

楽しさを知る♪
～なぞときってなあに？～

③ 9月19日(火)

まちで活かす♪
～実例の紹介～

② 9月12日(火)

作ってみよう♪
～簡単ななぞとき作り～

④ 9月26日(火)

実践！
～みんなでなぞとき～

～講師からのメッセージ～

神奈川区神大寺地域の魅力を発信するウェブメディア「かんだいじナビ」の運営、地域活動のICT化や地域の魅力アップイベントなどのプロデュースを行っています。

地域で活動している皆さんの様々な課題を、各地域の人材や豊富なアイデアで解決するお手伝いをしています。

一般の方のお悩みには「今あるサービスを上手に使うことで、個人でも出来る仕組み」を一緒に考え、「相談したら何かしらアイデアがもらえる」そんな令和のご用聞きでありたいと思っています。
ぜひご参加ください。

【講師】 頼 栄明さん

らい よしあき

いつでもお気軽に
声を掛けてください

※まちの仕掛け人からなぞときのエッセンスを学ぶ講座です。

【時間】 10:00～12:00

【会場】 神奈川区区民活動支援センター 交流室（神奈川区役所本館5階）

【対象】 区内在住在勤在学の方 15名（多数抽選） 【参加費】 無料

【申込み内容】 ①氏名（ふりがな）、②住所、③電話番号、④メールアドレス、
⑤参加動機（必ずお書きください）

【申込方法】 窓口、FAX、メール、二次元コードフォームより

【締め切り】 8月24日（木）

【問合せ】 神奈川区区民活動支援センター

【TEL】 045-411-7089 【FAX】 045-323-2502

【E-mail】 kg-shiencenter@city.yokohama.jp



二次元コード

主催：神奈川区区民活動支援センター

特殊詐欺啓発用 DVD をお貸しします

～ 私たちはダマされません ～

地域での集会やイベント・研修会などで、一人でも多くの方に本 DVD をご覧頂くことを通じて、「知っていても騙される」特殊詐欺について改めてご確認いただき、詐欺被害防止の啓発にお役立てください。

1 貸出用 DVD について（全 2 種類）

①加山美子さんと学ぶ特殊詐欺対策！

「絶対大丈夫」はあなたの過信

【内容】◇何重に仕掛けられる罠

◇守ろう！暗証番号

◇盗まれる個人情報

（本編約 30 分）

②あなたの老後の資金が奪われる！

【内容】

◇従来型オレオレ詐欺

◇キャッシュカード交付型詐欺

◇盗まれる個人情報

（本編約 24 分）

2 貸出対象

自治会町内会・連合町内会

※その他、上記に相当すると認められる団体等

3 ご利用ルール

- （1）神奈川区地域振興課（防犯担当：045-411-7095）にお電話で仮予約
※団体名・お名前・ご連絡先・貸出希望日をお申し伝えてください。
- （2）DVD 貸出希望日に窓口にて申請書を作成・提出し、DVD を借受け
※受付窓口は、神奈川区庁舎本館 5 階 505 番窓口です。
- （3）DVD の貸出期間は、貸出日当日を含めて 7 日以内です。
- （4）貸出可能な DVD は、1 回の申請につき 1 点（1 枚）です。
- （5）返却期限までに神奈川区庁舎本館 5 階 505 番窓口にご返却ください。

【お問合せ先】

神奈川区役所地域振興課（防犯担当）

電話：045-411-7095

FAX：045-323-2502

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会ホームページへの
自治会町内会イベント情報の掲載について（案内）

日頃から区政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川区連合町内会自治会連絡協議会ホームページ上で自治会・町内会の皆様が開催するイベント等の事業をご紹介します。自治会・町内会の皆様が工夫を凝らした様々なイベントをご紹介しますことで、地域の方に自治会・町内会の魅力に触れていただく機会につながることを目指します。

つきましては、イベント情報の掲載をご希望される場合は、別添「自治会・町内会イベント情報掲載の申請にあたって」をご確認いただき、横浜市電子申請システムまたはEメールにてご申請ください。

また、上記ホームページに各自治会・町内会のホームページリンクを掲載させていただいておりますので、ホームページをお持ちの自治会・町内会については、Eメールにて、ホームページのURLをご教示いただきますようお願いいたします。

1. 対象となるイベント事業

神奈川区内の自治会・町内会が主催または参画するイベント
（自治会・町内会内の子ども会や老人会等のイベント事業も対象）

2. 情報掲載時期

毎月1日及び15日

3. 申請受付期限

1日掲載：前月25日までに申請

15日掲載：当月10日までに申請

※ただし、閉庁日の場合は、直前の開庁日

4. 掲載内容

各自治会町内会主催イベント情報

- ・イベント名
- ・団体名
- ・開催日時
- ・開催場所
- ・チラシ・ポスター等詳細が分かるご案内

5. 掲載開始予定時期

令和5年8月以降

【問合せ】

神奈川区地域振興課 小川、中村

電話：411-7086 FAX：323-2502

Eメール：kg-chishin@city.yokohama.jp

自治会・町内会イベント情報掲載の申請にあたって

神奈川区連合町内会自治会連絡協議会ホームページ上で自治会・町内会の皆様が開催するイベント等の事業をご紹介します。自治会・町内会の皆様が工夫を凝らした様々なイベントをご紹介しますことで、地域の方に自治会・町内会の魅力に触れていただく機会につながることを目指します。

1 対象となるイベント事業

神奈川区内の自治会・町内会が主催または参画するイベント事業になります。

なお、自治会・町内会内のこども会や老人会等のイベント事業についても対象となります。

2 申請期限

毎月 10 日と 25 日（ただし、閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに申請してください。

原則 10 日までに申請いただいたものは当月の 15 日、25 日までに申請いただいたものは翌月 1 日から掲載を開始します。ただし、3 月については 1 日掲載のみとします。

★ 申請にあたっては、チラシ等、詳細がわかるご案内をご提出いただくか、イベントウェブページのリンク先を申請フォームにご記載ください。

3 掲載基準

- ・ 神奈川区内の自治会・町内会が主催または参画する事業であること
- ・ 法令や公序良俗に反する事業ではないこと
- ・ 横浜市の施策や規定等に反する、矛盾する又は抵触する事業ではないこと
- ・ その他、横浜市が公開するにあたりふさわしくないと判断した場合は掲載をお断りする場合があります。

掲載内容の申込みについて

下記の電子申請・届出システムまたは E メールからお申し込みください。

【 電子申請・届出システムからの申込 】

二次元バーコードから
アクセスしてください。



※電子申請・届出システムの
操作方法に関するお問い合わせはこちら
電子申請・届出システムサポートセンター
TEL : 0120-329-478

【 E メールでのご提出 】

kg-chishin@city.yokohama.jp
まで申請書とチラシ等のご案内を
ご提出ください。
表題は「イベント情報申請」として
ください。

ご不明な点は神奈川区地域振興課まで
TEL : 045-411-7086

令和5年7月18日

地区連合町内会長 各位

神奈川区民まつり実行委員会
実行委員長 佐藤 潮

令和5年度神奈川区民まつり分担金について（お願い）

盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、4年ぶりの実地開催となりました昨年、反町公園ににぎやかな声に戻り、久方ぶりに地域のつながりを確認する機会となりました。今年についてもステージを設置する等、更に区民まつりを盛り上げていきたいと思っております。

つきましては、地区連合町内会からの分担金について、以下のとおり御協力をお願い申し上げます。

また、お手数をおかけしますが、各町内会分をとりまとめの上、振込にて下記金額を分担金として納入いただきますようお願い申し上げます。

なお、領収書は10月の区連会でお渡しします。

1 依頼金額（内訳は別途地区連合別にお送りします）

- (1) 地区連合
 - ・ 構成団体が5以下 5,000円
 - ・ " 6以上9以下 10,000円
 - ・ " 10以上 20,000円
- (2) 自治会・町内会
1単会あたり 5,000円

※ 振込手数料については、ご負担をお願いいたします。

2 納入方法

- (1) 指定口座（神奈川区民まつり口座）へ振込

金融機関	横浜信用金庫 反町支店
口座種目	普通口座
口座番号	0478762
口座名義	かながわシマツリジツコウインカイ インチョウ サトウシオ 神奈川区民まつり実行委員会 委員長 佐藤潮

- (2) 事務局への持参

事務局へご持参される場合には、事前に電話連絡のうえ釣銭のないようご準備をお願いいたします。（※領収書の即時発行をご希望の場合は、事前にお申し付けください。）

裏面あり

3 納入期限

令和5年10月18日（水）までをお願いいたします。

《令和5年度神奈川区民まつり概要》

- 1 日時：令和5年10月8日（日）10時～15時30分
- 2 会場：反町公園

問合せ先

神奈川区地域振興課 小川、沓澤

TEL：045-411-7087

FAX：045-323-2502

令和5年7月18日

自治会・町内会長 各位

神奈川県民まつり実行委員会
実行委員長 佐藤 潮**令和5年度神奈川県民まつり分担金について（お願い）**

盛夏の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、4年ぶりの実地開催となりました昨年、反町公園ににぎやかな声に戻り、久方ぶりに地域のつながりを確認する機会となりました。今年についてもステージを設置する等、更に区民まつりを盛り上げていきたいと思っております。

さて、令和5年5月18日に開催しました当実行委員会において、各自治会・町内会の分担金（5,000円）について、ご協力をお願いすることとなりました。つきましては、今年度も引き続き、御協力を頂きますようお願い申し上げます。

なお、分担金についてはお手数ではございますが、昨年度同様に地区連合会長あてにお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、領収書は10月の配送便でお送りします。

1 依頼金額

1 単会あたり 5,000円

2 納入方法

地区連合会長あてにお渡しください。

3 納入期限

令和5年9月30日（土）までをお願いいたします。

《令和5年度神奈川県民まつり概要》

1 日時：令和5年10月8日（日）10時～15時30分

2 会場：反町公園

問合せ先

神奈川県地域振興課 小川、沓澤

TEL：045-411-7087

FAX：045-323-2502